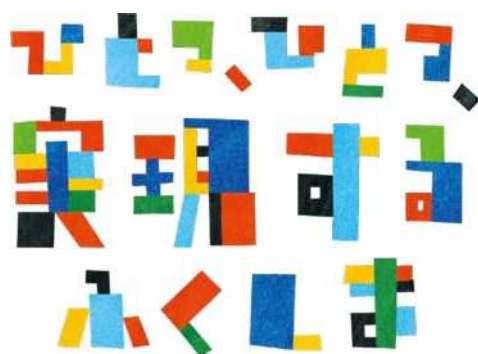


ふくしまの復興・創生に向けた
提案・要望



令和8年6月9日

福島県

東日本大震災と原発事故から15年余りが経過し、4月からは第3期復興・創生期間がスタートしました。

これまで、避難指示解除に向けた取組や、復興を支えるインフラ・拠点施設の整備が進んでいるほか、観光客入込数や移住者数が過去最多を記録するなど、当県は、復興への歩みを着実に進めております。

一方で、今もなお2万人を超える県民が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生や、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題に加え、復興の進捗に伴って顕在化する新たな課題等に直面しており、当県はいまだ原子力災害に起因する多くの困難を抱えております。

また、度重なる自然災害からの復旧や長期化する物価高に加え、急激に進む人口減少への対応、さらには、中東情勢を受けた燃料や資材価格の高騰など、全国的な課題にも同時に対処していく必要があります。

このような中、国の原子力政策を含むエネルギー政策については、当県における過酷な原発事故の現状と教訓を踏まえた上で、国民の安全・安心を最優先に考え、丁寧に議論を進めることが、福島復興に向けた取組に対する信頼にもつながります。

当県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、福島に心を寄せてくださる全ての方々への感謝の思いを胸に、全力で復興に向けた挑戦を続けてまいります。

第3期復興・創生期間の5年間は、避難者の帰還や移住の促進、生活環境の整備、産業・生業の再生等を一層進めなければならない、極めて重要な期間であります。

このため、復興・創生への挑戦を切れ目なく安心感をもって推進することができるよう、福島復興再生基本方針や福島復興再生計画を踏まえた十分な財源と復興を支える制度の確保、さらには、進捗状況に応じたきめ細かな対応が不可欠であります。

国におかれましては、福島復興再生特別措置法に掲げる責務を果たすとの強い決意の下、県や市町村の声を真摯に受け止め、最後まで責任を持ち、総力を挙げて福島の復興と地方創生の推進に取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和8年6月9日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<最重点要望項目>

<全般的事項>

- I 第3期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化・・・1

<個別事項>

- II 避難地域・浜通りの復興・再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- III 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- IV 原子力発電所事故への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- V 風評払拭・風化防止対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- VI 県民の健康と安全・安心を守る取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- VII 産業再生、インフラ整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- VIII 地方創生・人口減少対策の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

<重点要望項目>

I	全般的事項	8 1
II	避難解除等区域等	1 0 5
III	生活環境	1 0 6
IV	保健・医療・福祉	1 2 1
V	商工労働・観光交流	1 3 8
VI	農林水産業	1 4 5
VII	県土整備	1 6 9
VIII	教育	1 9 4

＜全般的事項＞

I 第3期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、除去土壌等の県外最終処分、廃炉と汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、福島12市町村の将来像提言や福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

国は、福島復興再生特別措置法に規定されるとおり、福島の復興及び再生は国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであること、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することを改めて認識し、第3期復興・創生期間以降においても、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かく対応し、当県の復興に前面に立ち最後まで責任を持って取り組むこと。

その上で、今後も中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応を力強く進めていくことが不可欠である中で、第3期復興・創生期間の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想を更に発展させながら、避難者の帰還や生活環境の整

備、産業・生業の再生等を一層進めなければならない、極めて重要な期間となることから、これまで以上の取組が必要となる。

このため、昨年6月に変更された「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針」において「福島復興及び再生はこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきもの」であり、「福島復興・再生に向けた課題を第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を行う」とされており、また、令和5年度税制改正大綱では「息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とされていること等を遵守し、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握した上で、今後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、現下の物価高騰等の状況も的確に反映するとともに、令和9年度予算はもとより、第3期復興・創生期間以降も必要となる十分な財源と枠組み、復興特別会計等による予算措置、並びに復興を支える制度を継続すること。

あわせて、当県は、東日本大震災と原発事故からの復興・再生に加えて、急激に進む人口減少を始め、度重なる自然災害からの復旧、更には昨今の中東情勢に伴う原油等の供給不安及び長期化する物価高騰などの課題にも同時に対処しなければならない。他の都道府県には無い困難な対応が引き続き求められていることから、復興・創生が遅滞することがないように、引き続き人的・財政的に十分な対応を行うこと。

いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いているなど、原子力災害による影響は、現在進行形で県内全域に及んでいることに加えて、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、新たな風評が生じる懸念は払拭できず、風評・風化対策にしっかりと取り組んでいかなければならない。国においては、復興庁が復興の実現に向けた司令塔機能や予算を含めた総合調整機能をしっかりと発揮し、関係省庁と連携の上、当県における原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、地元の声にしっかりと耳を傾け、「現場主義」を徹底し、福島復興・再生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和9年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金について、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、制度を拡充するなど、柔軟で使いやすい仕組みとすること。

また、福島生活環境整備・帰還再生加速事業については、引き続き、避難指示により甚大な影響を受けた生活環境の回復・補完が必要であることから、地元の意向を踏まえながら、十分な予算を確保すること。

(3) 被災者支援総合交付金の予算確保等

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談支援、交流機会の提供、心のケア、子どもから高齢者までの健康回復、避難者に対する情報提供等の様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金について、被災者の実情を踏まえた柔軟な運用を行うとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(4) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

頻発・激甚化する自然災害への対応や長引く物価高、人件費の増加、金利上昇など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、国庫負担はもとより、安定的な財政基盤が重要であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」等に基づき、令和9年度以降においても地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

また、基礎控除等の引上げに加え、いわゆるガソリンの暫定税率や自動車税環境性能割廃止に伴う地方税の減収や地方交付税原資の減について、地方の安定的な住民サービスの提供に支障を来さないよう、国の責任において、恒久的かつ安定した財源を確保するとともに、適切に地方財政措置を講じること。

あわせて、消費税については、社会保障制度の基盤として果たしている役割や、日々住民と接しながら行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮し、将来世代の負担に十分配慮した丁寧な議論を行うこと。

3 復興に向けた人員確保

**【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】**

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や東日本大震災と原子力災害への対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費について、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

Ⅱ 避難地域・浜通りの復興・再生

4 避難地域の復興実現

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

原子力災害が続く中、近年避難指示が解除され、ようやく復興のスタートラインに立ったばかりの地域がある。また、避難指示解除から期間が経過した地域であっても、避難指示が出されていたことによる影響が継続している。こうした状況から、避難地域12市町村では依然として帰還が進まず、発災前と比べて大幅な人口減少・高齢化といった課題に直面しており、既に帰還を遂げた住民の生活環境はもとより、帰還・移住の促進に向けた環境整備をこれまで以上に強力に進めることが不可欠である。

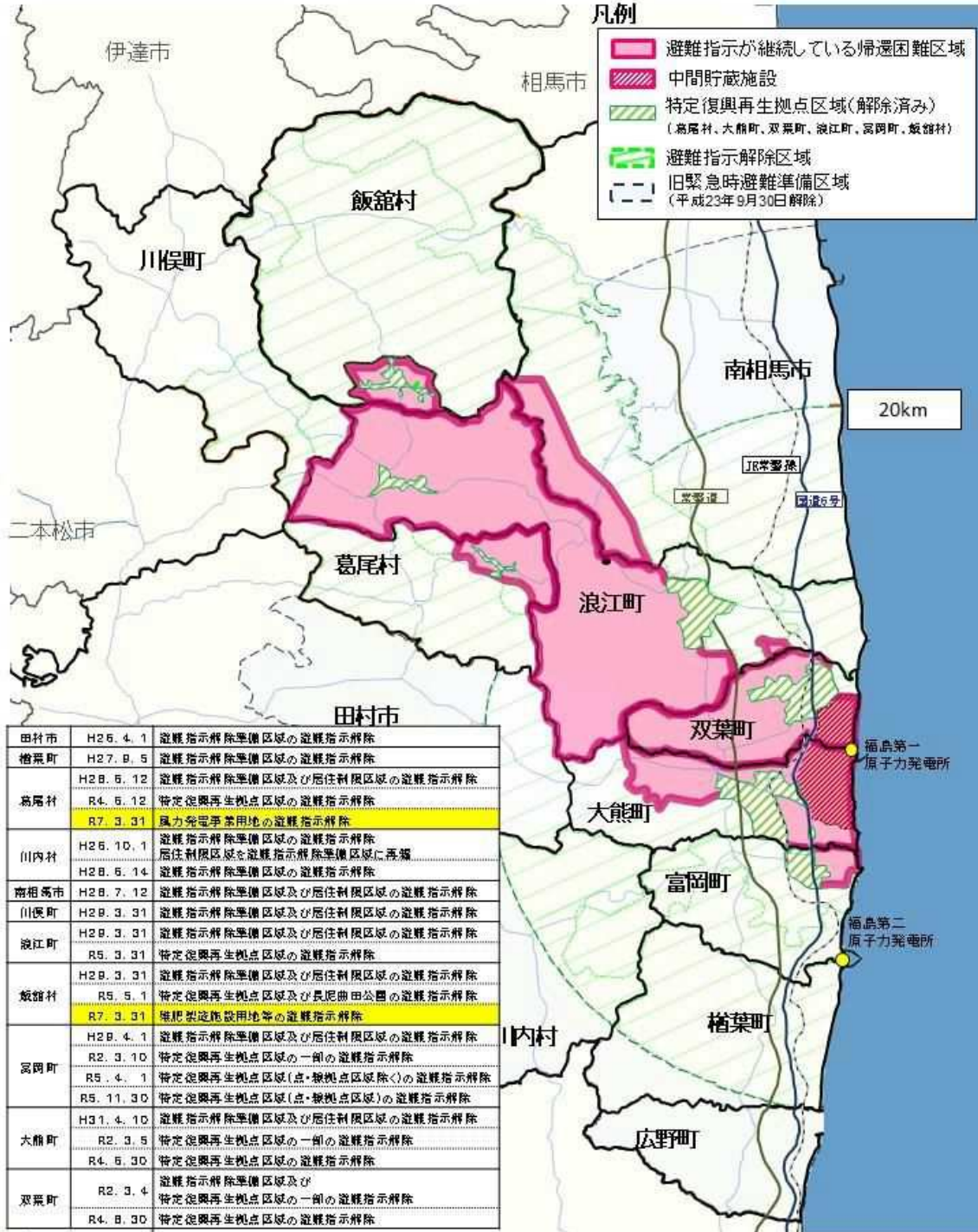
避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の中には住宅不足が著しい地域も見られることから、住宅の新築・改修や民間による賃貸住宅の整備、宅地造成などの住宅環境はもとより、医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等、生活環境整備の促進や、商業施設の運営支援、物流機能の回復、営農再開の加速化、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生など、年齢や性別等を問わず、住民が安心して支障なく暮らせるよう生活環境を充実させる必要がある。

また、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しているなど、自治体ごとに復興の進捗が大きく異なっており、それぞれの実情を踏まえた対応が求められている。

このため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、様々な機会において地元の意見を丁寧に聞きながら、新たな課題にしっかりと対応し、福島12市町村の将来像の具現化に向けて中長期的な取組を支援すること。

避難指示区域の概念図

令和7年3月31日時点 飯館村及び葛尾村の土地活用に向けた避難指示解除後



5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

6 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、令和9年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等における事業再開や創業を促進するため、地域の実情を踏まえた支援策を継続すること。

また、需要喚起や帰還促進のための事業再開・帰還促進事業について、令和9年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

さらに、避難地域12市町村の事業者の自立や生業の再建に向けた取組については、原子力災害が続く中、地域によってニーズや課題が多様化・複雑化していることから、商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業について、令和9年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の解除に伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和9年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

7 避難地域の営農再開に向けた取組

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 営農再開関連事業の予算確保

東日本大震災と原発事故から15年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に営農再開が着実に進みつつある一方、避難指示解除が遅かった地域では営農再開が十分に進んでおらず、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域で営農再開がようやく進み始めた段階にあるなど、それぞれの地域で進捗が大きく異なる。

避難地域の農業の復興・創生を果たすためには、「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」の実現に向け、広域的な産地形成を進めながら、多様な担い手による儲かる農業を実現させていく必要があることから、研究・技術開発や農地集積・集約化を含め、ハード対策とソフト対策を一体的かつ機動的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、避難地域の営農再開の加速化と市町村域を越えた広域的な産地形成に向け、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業等について、令和9年度以降も物価高騰や人件費の上昇、特定帰還居住区域の避難指示解除なども踏まえながら、十分な予算を確保すること。

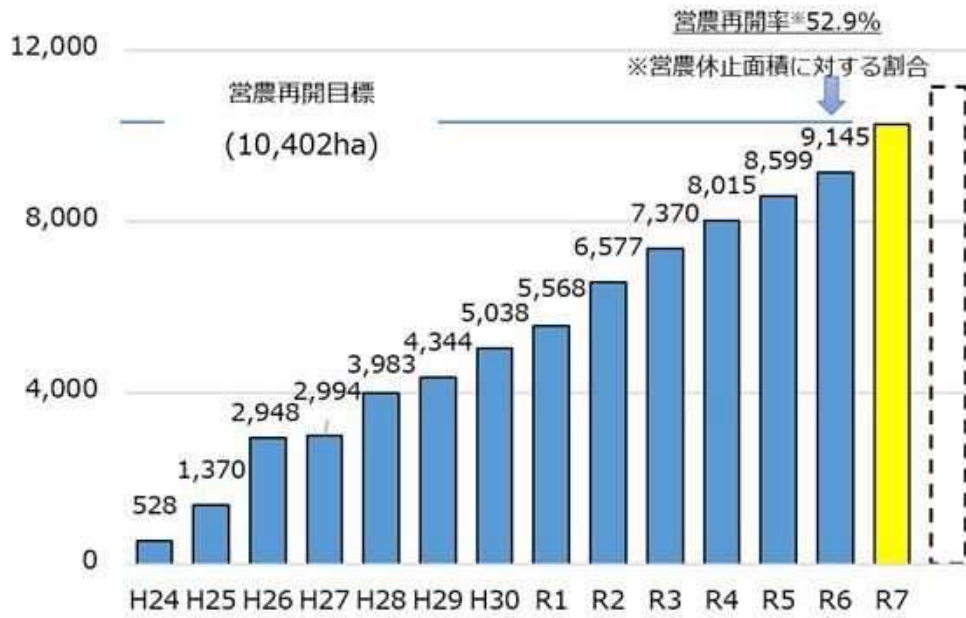
(2) 特定帰還居住区域等における営農再開に向けた取組

特定帰還居住区域において、営農意向のある帰還住民が、帰還と同時に安心して営農を再開できるよう、地域の実情や帰還住民の意向等を踏まえ柔軟に対応するとともに、営農再開に至るまでの過程で生じる市町村等の事務負担の軽減を図ること。

また、帰還住民の高齢化を踏まえ、帰還住民自らが十分に耕作をすることができない場合には、新たに農業法人等による耕作を可能とするなど、制度の柔軟な運用を図ること。

加えて、特定帰還居住区域等の農地除染においては、土壌の放射性物質の状態や空間線量を確認するなど丁寧に対応するとともに、必要に応じて再除染などの適切な追加的措置を講じること。

避難地域の営農再開目標



8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 住民帰還に向けた鳥獣被害対策の推進

イノシシ等の市町村をまたいで移動する野生鳥獣に対しては、避難指示の解除に伴い、県や市町村の対策範囲が拡大し、広域的な対策がこれまで以上に重要であることから、引き続き、避難地域12市町村を一つの地域として、地域全体でこれまでと同様の取組を継続できるよう、十分な予算を確保すること。

また、帰還困難区域に生息している野生鳥獣が、特定復興再生拠点区域等に出没し、復興や住民帰還を妨げるものがないよう、引き続き、最大限の捕獲に取り組むこと。

さらに、ニホンザルやツキノワグマが生息域を拡大し、人里への出没や生活被害を及ぼしていることを踏まえ、複数の鳥獣による被害に対しても十分な対策を講じること。

加えて、今後の特定帰還居住区域の避難指示解除に向けては、点在する解除区域周辺への罠設置など、対策が必要な箇所が増加することから、避難指示解除に先立って一層の対策の強化を図ること。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を十分に確保すること。

また、住民が主体となった集落ぐるみの総合的な対策をコーディネートできる専門的な人材の確保や育成、捕獲に要する費用の補助等に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除された各市町村において、少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療が確保されている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故という特殊事情を原因としたものであることから、令和9年度以降も国において以下の措置を講じること。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

避難地域で再開・開設した医療機関の約4割が人件費・運営費の支援を受けて稼働するなど厳しい状況の中で診療を継続しているが、経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難な状況である。

また、近年ようやく避難指示が解除された地域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、住民や医療従事者の高齢化等による医療需要の変化に応じて、新たな支援ニーズも想定される。

さらに、避難地域においては、医療提供体制が不十分であることから、いわき市や南相馬市など浜通り一帯を生活圏にする傾向が一層強まり、近隣地域の医療機関では、避難地域からの専門医療の患者に加え、夜間初期救急の患者についても受入れを行っている。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、近隣地域の医療機能の強化に係る支援等を含め、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を引き続き認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護師等の医療人材確保の支援を継続的に実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

このため、避難地域における医師確保事業等を始めとした人材確保・地域定着策を着実に実施し、医療提供体制を安定的なものとするために必要となる予算を十分に確保すること。

(3) 双葉地域における中核的病院への支援

復興の進捗に伴い帰還者や移住者が増加する避難地域における医療提供体制を確保し、復興を支えていくためには、令和11年度以降の早期開院を目指す双葉地域における中核的病院が不可欠であることから、整備及び開院に向けた人材確保等に必要となる予算を十分に確保すること。

また、開院後は、避難地域において必要とされる医療を安定的に提供するため、運営に必要な予算を十分に確保すること。

10 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災と原発事故から15年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

このため、子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。

さらに、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

当県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、令和6年度に中高一貫の生徒が初めて卒業を迎えた中、生徒たちが高い志や目的意識を持ち、進路実績などの成果も現れていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招へいや連携中学校との交流、グローバル探究など魅力ある教育活動への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還後の学校再開、不登校児童生徒の増加など、東日本大震災と原発事故に起因する課題が継続しており、県内全域が原子力災害の影響下にある当県の児童生徒は、不安定な状況に置かれている。また、発災から15年が経過した今もなお、原発事故を起因として配慮を必要としている児童生徒は依然として多く、その影響が色濃く残っている。さらに、復興の進捗に伴って、帰還や移住・定住により生活環境が変化した児童生徒に対する支援も必要となっており、心のケアや細やかな学習指導等の魅力ある教育環境づくりが重要であるため、令和9年度以降も教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化しており、県内全域が原子力災害の影響下にある当県の児童生徒は不安定な状況に置かれている。こうした状況の中、スクールカウンセラーが各教室を訪問し、児童生徒の様子を観察するとともに、必要に応じてカウンセリングを行いながら児童生徒が抱える個別の問題に対応することで、問題発生未然防止につながるなど、当県の教育環境整備において、教育相談体制の充実は不可欠なものとなっている。さらに、復興の進捗に伴って、帰還や移住・定住により生活環境が変化した児童生徒の不安払拭も必要となっており、これらの課題に対応するには、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実が重要であることから、令和9年度以降も「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備等に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けたインフラ整備の予算確保

第3期復興・創生期間は、避難者の帰還や生活環境の整備、産業・生業の再生等の復興の取組を一層進めなければならない極めて重要な期間であり、これまで以上に基盤となる道路ネットワークの強化が重要である。また、特定帰還居住区域等の治水安全度の向上を図るための河川改修及び人家等を保全する砂防施設の整備が不可欠である。

については、避難地域の復興を着実に進めるため、第3期復興・創生期間も社会資本整備総合交付金（復興）や福島再生加速化交付金等により、インフラの整備・修繕のための十分な予算を確保すること。

(2) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICにおける連結道路の早期整備に向けて十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災と原発事故からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野IC～山元IC間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野IC～ならばSIC間」、「浪江IC～南相馬IC間の一部区間」、「相馬IC～新地IC間」及び「山元南スマートIC～山元IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号の交通量の増加等に対応した4車線化などの機能強化を図るとともに、国道6号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

(4) 復興祈念公園の利活用促進

国営追悼・祈念施設と一体となって整備し今年5月に開園した復興祈念公園について、県と連携して利活用促進を図ること。

(5) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

より一層の帰還促進や生活の利便性向上を図るとともに、双葉地域における中核的病院の整備や、福島国際研究教育機構（F-R E I）の設立など福島イノベーション・コースト構想推進の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、令和9年度以降も十分な予算を確保すること。

また、避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の特例について、措置を継続すること。

Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指すものとして、福島復興再生特別措置法において国家プロジェクトとして法定化され、福島復興再生計画にも位置付けられている。

原子力災害からの福島の復興・再生は、国の社会的責任を踏まえて進められるべきものであることに鑑み、国と共に策定した産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などについて、国が責任を持って十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業に取り組み、構想の具体化を推進すること。

加えて、毎年度「福島イノベーション・コースト構想推進分科会（復興庁、経済産業省、福島県が共同議長）」を開催し、本構想の更なる発展に向け、昨年改定した青写真に基づく取組をしっかりとフォローアップするなど、本構想の一層の推進を図ること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、檜葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や長期的な視点に立った人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の更なる参入を確実に進めるため、国や関連団体が主体的に取り組むを推進するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の運営や、マッチング会・現地見学会の開催、地元企業の技術力向上、参画意欲を示す企業間の連携強化、資格取得への支援等を行うために十分な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（R T F）の運営等

F－R E Iについて、R T Fが安定的に運営され、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営に要する費用や人員、高度人材を確保するとともに、以下の措置を講じること。

ア 拠点の機能強化

R T Fの優位性を発揮するため、利用者のニーズや関連業界の動向を踏まえ、必要な設備の追加・更新・強化を行うために十分な予算を確保すること。

イ R T Fの利用促進と産業集積

ロボット・ドローン分野の新たな技術開発や産業創出に向けた実証の場として、公的機関や企業・研究機関等による一層の活用を促進するとともに、無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）による空飛ぶクルマなどの次世代空モビリティに関する研究開発事業の実施に当たり、R T Fを最大限活用すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、i-C o n s t r u c t i o nやロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、R T Fを積極的かつ継続的に利用すること。

加えて、R T Fを活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

あわせて、R T Fの防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にR T Fを利用していることから、施設の利活用の周知に協力するとともに、R T Fを有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

ウ R T F を活用した制度整備と社会実装支援

各種ロボットに関する認証制度等の構築を進めるとともに、構築に当たって必要な試験等をR T Fで行うこと。

また、ロボット・ドローンの性能評価基準の策定や、ドローンの目視外・第三者上空飛行の拡大に向けた安全性確保のための認証など、R T Fが制度整備・運用に資する拠点となるよう環境整備を進めること。

特に、R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成を進めているところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、制度への位置付けを検討すること。

さらに、試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなど、研究開発者向けの制度整備を行うこと。

加えて、次世代空モビリティについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を整備すること。

特に、令和6年6月に当県が「新技術実装連携“絆”特区」に指定されたことを踏まえ、R T F及びその周辺を国内随一のドローン物流の社会実装エリア（特例の飛行エリア）として整備するため、規制・制度改革等に取り組むとともに十分な予算を確保すること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の集積を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた動きを加速し、経済と環境の好循環を東日本大震災と原発事故からの復興につなげていくため、県内企業によるネットワーク構築から新規参入、研究開発、事業化及び販路拡大までの一体的な支援や、企業コンソーシアムによるリサイクル事業を新たに実現するための予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等での更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティ、宇宙スタートアップの集積、クラスター体制の構築など、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応しつつ、引き続き、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、マッチング支援や新たな企業間連携の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の拡充

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など本構想の重点分野において、地元企業等と県内企業等との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和9年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災と原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、面的サプライチェーンの構築を通じた地域の稼ぎの実現や、進出企業も含むコミュニティによる日々の暮らしの改善に資する取組を重点的に支援するとともに、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援、地元企業等と地域外企業とのマッチングや、進出企業の定着支援、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまで総合的に支援するための十分な予算を確保すること。

(4) スタートアップの創出

浜通り地域等をスタートアップ創出の先進地とするため、革新的な技術で地域課題を解決し地域経済を牽引するスタートアップの成長フェーズに応じた施策を推進するとともに、「スタートアップ育成5か年計画」による取組の具現化など、同地域にスタートアップや支援者等を呼び込む施策の充実を図ること。

(5) 構想を支える教育・人材育成

浜通り地域等における産業復興は途上であり、本構想の実現に向けて中長期的に取り組んでいくためには、構想の担い手となる人材育成を継続・強化していくことが必要である。

本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や、浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた十分な予算を令和9年度以降も確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育、ふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を令和9年度以降も確保すること。

さらに、F-R-E-Iが地域に定着し長期的に発展するためには、地域人材の育成を推進する必要がある。地元の小中学校・高校等を始めとする教育機関や構想を支える教育・人材育成を実施している福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探究的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成を推進すること。

加えて、全国の大学等の「復興知」を活用した浜通り地域等における教育研究プログラムについては、原子力災害に伴う条件不利の現状が継続し、依然として人材育成・確保等の課題がある中で、参加した学生が本活動後に当該地域等で就職するなど、復興を担う人材の育成や定着に直接寄与しているほか、本活動を契機として、大学キャンパスの設置が計画されるなど、人材育成基盤の構築に大きく貢献している。また、今後、本活動を通じて引き続き多くの大学等の参画を促すことで、将来的に、福島や世界の課題解決を担うF-R-E-Iへの人材輩出も期待できる。さらに、本活動は交流人口の拡大や地域経済への波及効果も有していることから、令和9年度以降も、復興の進捗に応じた特色ある教育研究プログラムの実施による実践的な教育・人材育成等が必要であり、引き続き、各大学等の活動を支援するとともに、将来にわたる持続的な活動や構想の実現に寄与する人材の育成及び担い手の拡大のため、地元市町村や企業、F-R-E-I等と連携した教育研究プログラムの実施、地域への定着促進等に必要となる予算を十分に確保すること。

(6) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備、地域公共交通の確保が必要である。

そのため、多様な地域課題解決のための施策や、誘客コンテンツ開発・広域マーケティングに係る支援、サイクルツーリズムの推進、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるJヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口・関係人口の流れを生み出すための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションのための十分な予算を確保すること。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、イノベ地域への来訪者の呼び込みや構想の成果を身近に実感できる場の提供、国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口の拡大等の取組に対し、引き続き十分な予算を確保すること。

(7) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や5月に供用を開始した復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に加えて、人材確保に必要な予算を継続的に確保すること。とりわけ、昨今の人件費・原材料など物価高騰を勘案するとともに、施設の魅力を高め誘客を図るための県内外における企画展示の開催についても予算措置を行うこと。

また、必要な資料の収集について、国を挙げて協力するとともに、調査・研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に取り組むこと。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(8) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口の拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担っている。

東日本大震災と原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や、F-R-E-Iとの連携強化など構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

福島イノベーション・コースト構想



13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省】

F-R E I は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる役割を果たし、浜通り地域等を始め県全体の一体的、総合的な復興に資する拠点としての機能の発揮にとどまらず、イノベーションの力により日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出し、その成果の還元等を通じて、産業集積・人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在となることが重要である。

具体的には、F-R E I において、福島の優位性を発揮できる5分野における研究開発の推進や国内外の優れた研究者等の集積につながる魅力的な研究開発環境の整備、県内外の企業が積極的かつ柔軟に参画できる産学連携体制の構築、研究開発成果の活用促進など、世界に誇る最先端の研究開発等を早急に推進する必要がある。あわせて、地域の声を踏まえた原子力発電所事故後の福島が抱える中長期的な課題の解決に向けた取組、本施設稼働前からの県内での活動や県内の実証フィールド、施設、設備等の最大限の活用、福島イノベーション・コースト構想の先行的取組との緊密な連携、地元大学や高専を始め県内外の教育機関等との連携、地域との対話を通じた人材育成ニーズの把握、地域の人材育成の推進、県内の様々な主体とのパートナーシップの構築、F-R E I の設置効果の広域的な波及、地域の復興・再生に裨益する取組など、地域に根差した取組についても、しっかりと進めていく必要がある。

F-R E I が地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するため、特に以下のことについて取り組むこと。

(1) 省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援等

F－R E I がその機能を最大限に発揮できるよう、引き続き、政府を挙げて中長期的な枠組みで十分な予算を別枠で確保するとともに、適切にF－R E I の取組の評価を行うなど、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、F－R E I が長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

また、F－R E I の取組について、国内外へ向けた情報発信や広報活動を積極的に行うとともに、地域に根差したF－R E I となることを目指し、県内企業団体等が実施するF－R E I の取組に関する情報発信や広報活動など、地域とF－R E I の連携を強化する取組について必要な予算を措置すること。

(2) F－R E I の施設の円滑かつ確実な整備等

F－R E I の施設について、施設基本計画を踏まえ、地元と連携した円滑かつ確実な整備を行い、可能な限りの前倒しに努めること。

また、実証・実装フィールドの整備に取り組むとともに、最先端技術の活用や規制緩和等を進めること。

さらに、国際研究産業都市の形成に向け、F－R E I の研究者等が安心して生活できる生活環境等の充実に国が責任を持って取り組むとともに、F－R E I や県、市町村、その他事業者がそれぞれ行う生活環境等の充実に必要な予算を十分に確保し、その取組を全面的に支援すること。

(3) 円滑な委託研究の実施に向けた支援等

F－R E I における研究体制が整うまで実施される委託研究について、十分な成果につながるよう、切れ目なく安定的に研究を継続することができる体制を整備すること。

14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」を実現するため、県内全域における再生可能エネルギーの更なる導入拡大等に向けて、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力な支援等を行うこと。

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大に係る支援

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、地域の需要家を供給先とする再生可能エネルギー発電設備の増設や自家消費型発電設備の導入への支援など、再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消に向けた予算を継続的に確保すること。

あわせて、次世代の国産技術として期待されるペロブスカイト太陽電池の導入拡大に向け、当県での公共施設等での先行的な活用や、社会実装に向けた取組を全面的に支援すること。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に当たって、出力制御が増加傾向にあるなど課題が生じていることから、地域間連系線等の系統整備や家庭用・業務産業用・系統用蓄電システムの導入などの出力制御対策パッケージを着実に進めること。

(2) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた事業規律の一層の強化

再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、全国各地で再生可能エネルギーに係る安全面、防災面、景観や環境への影響等に対する懸念が高まっており、当県においても、再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う周辺への土砂流出等の事例が生じ、地域住民から厳しい目が向けられている。

再生可能エネルギーの導入を進める上では、法令を遵守し、地元の理解や地域との共生を図ることが重要であることから、再エネ特措法等の改正による「地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化」について、周知徹底と適切な運用を図るとともに、再エネ特措法や電気事業法に基づく立入検査・指導等を適時・適切に実施すること。

また、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」において示された各施策を着実に進めるとともに、今後の社会情勢の変化等に合わせ、事業規律の一層の強化に向け、法規制を含めた総合的な対策について検討すること。

**(3) 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積及び産総研福島
再生可能エネルギー研究所に係る支援**

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた、県内企業のネットワーク構築、新規参入、人材育成・研究開発、事業化、販路拡大、海外展開の一体的・総合的な取組や、産総研福島再生可能エネルギー研究所の研究開発機能の強化や同研究所による県内企業の技術開発力の向上に対する取組に対して、十分な予算を確保すること。

15 水素先進県の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

東日本大震災と原発事故後、当県では「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すことを目指し、福島新エネ社会構想等においても水素の実証や導入等の推進を明確に位置付けている。

については、日本成長戦略においても水素を明確に位置付け、官民投資を促進するとともに、当県が水素先進県となることを実現するため、以下の取組を支援すること。

(1) 水素の製造量拡大に向けた支援（水素を「つくる」）

① 県内全域における水素製造装置の導入推進

当県は、再エネ由来水素を中心に今後水素需要の飛躍的な増加が見込まれることから、県内全域において十分な水素供給量を確保していくため、地域資源等を活用した水素製造装置の導入補助等に必要な支援を行うこと。

② 福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）の持続可能な運営

世界有数の水素製造能力を有するFH2Rを活用した水素サプライチェーン構築に向けて、FH2Rが浪江町のまちづくり等におけるエネルギー供給の中核的な役割を担えるよう支援を行うこと。

(2) 効率的・安定的な水素供給・貯蔵に向けた支援（水素を「はこぶ」「ためる」）

RE100産業団地やカーボンニュートラルポート等において検討されている水素パイプラインの導入及び維持管理に必要な支援を行うこと。

また、水素配送車両等の導入や水素の運搬に必要な経費への支援を行うこと。

(3) 水素利活用の飛躍的な拡大に向けた支援(水素を「つかう」)

当県における水素利活用モデルの構築に関する取組への支援に加え、以下の取組を行うこと。

① 水素ステーション整備や燃料電池モビリティ普及の拡大

当県が目指す2030年度までの定置式水素ステーション20基整備や燃料電池トラックを始めとする燃料電池モビリティの導入拡大をより一層加速し、当県を含む重点地域を中心にモビリティ分野における水素の社会実装等を官民一体で進める「水素大動脈構想」を実現するため、水素ステーションの整備・運営や燃料電池トラックの導入等に対する補助制度を拡充するとともに、当県が水素ステーション事業者や燃料電池モビリティユーザーに対する支援を行うために必要な予算を中長期的な視点に立って確保すること。

あわせて、水素ステーションの整備・運営コストの低減に向けた技術開発・規制緩和を進めること。

特に、自動車会社・物流事業者・水素ステーション事業者の三すくみ状態が水素ステーション整備や燃料電池モビリティの普及拡大の障壁になっている現状に鑑み、引き続き要因分析を精緻に行うとともに、地域の実情を踏まえつつ、その解消に向けて必要な対策を国が主体的に講じること。

また、水素の普及啓発や需要拡大を図るため、鉄道事業者の意向等を踏まえ、燃料電池で走行する列車の県内の非電化路線への導入に向けた必要な施策を検討すること。

② 企業・工場等における水素利用の推進

企業・工場等における熱利用工程の脱炭素化に向けて、水素ボイラーの導入等に必要な支援を行うこと。

③ 純水素燃料電池の普及拡大

当県が県内の公共施設、事業所等における純水素燃料電池の導入に対する支援を行うために必要な予算を確保すること。

④ 燃料電池ドローンの開発

福島新エネ社会構想に基づき、燃料電池ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を行うこと。

(4) 県内大学等と連携した水素関連人材の育成・研究活動に向けた支援

地域が持続可能な形で水素社会実現に向けた取組を進めていくに当たっては、水素関連の研究や人材育成が継続して行われていく必要があることから、産総研福島再生可能エネルギー研究所やF-R E I等の研究機関、県外大学との連携を通じた、県内大学等における高度な研究活動や人材育成に必要な支援を行うこと。

(5) 水素関連産業の育成及び集積

避難地域12市町村等において、東日本大震災と原発事故により失われた産業・雇用を創出するため、当県と連携して水素関連産業を誘致するとともに、県内企業が水素関連産業へ参入できるよう、県内企業等が協働して行う事業化に向けた取組や水素関連機器の設計・施工・メンテナンス等に関する研修体制の整備など、新規参入の促進のために必要な取組への支援を行うこと。

(6) 福島発の取組、技術、モデルの国内外への発信

当県における水素社会実現に向けた取組について、引き続き情報発信するとともに、当県の水素技術等を国内外へ発信するため、水素に関する国際会議等を定期的に県内において開催すること。

また、自治体や企業等が行う水素の普及啓発に係る取組について、必要な支援を行うこと。

16 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、今後は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野として支援拠点を活用した産業復興も強力に進める必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和9年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医薬品関連産業の集積に資する取組に対する支援

第1期及び第2期復興・創生期間に実施された福島医薬品関連産業支援拠点化事業において創出された研究成果を活用し、ベンチャー及びTLO業務を実施する財団が合わせて7機関設立されるなど、医薬品関連産業の集積と雇用創出を図ってきた。

今後は、医薬品開発・製造に向け、製薬企業との連携を進展させる国内外の企業とのマッチング等の成長支援や人材育成等に継続的に取り組むことで、浜通り地域に、抗体を中心とした医薬品関連産業支援シーズを創出するための環境を整備し、CRDMOを始めとした関連企業のコミュニティ形成を推進するため、令和9年度以降の必要な予算を確保すること。

17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【復興庁、経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地するなど関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、航空旅客需要が回復したほか、民間宇宙市場の拡大を背景に宇宙スタートアップが集積するなど、ビジネスチャンスが拡大しており、今後は、県内航空宇宙関連企業によるクラスターを形成していくことが重要である。

また、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティや産業の拡大が本格化している宇宙分野などの動きを的確に把握し、将来を見据えた取組を行うことが重要である。

については、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応し、県内関連企業の競争力強化を図るため、技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成等に係る支援を行うこと。

加えて、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたR T Fを活用し、空飛ぶクルマなどの実証や関連企業の誘致、県内企業とのマッチング支援、新たな企業間連携の構築を進め、産業クラスターの核となる企業群の創出や技術力ある県内企業のビジネスチャンスにつなげるため、航空宇宙関連産業の育成・集積のための取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

さらに、宇宙スタートアップの集積や産業化に向けた環境整備を支援すること。

IV 原子力発電所事故への対応

18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

一方で、令和5年度には作業員の身体汚染、令和6年度には2号機の燃料デブリ試験的取り出し作業の中断など重大なトラブルが発生しており、県民が廃炉の行く末に不安を持たざるを得ない状況となっている。

今後の燃料デブリの本格的な取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と当県のように過酷な事故を起こしてはならないということをもとに、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえ、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

- ① 中長期ロードマップに基づく安全かつ着実な廃炉の実現
今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えないよう東京電力を指導・監督するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理に最後まで責任を持って取り組むこと。

また、2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手により、中長期ロードマップの廃止措置終了までの期間である第3期に移行したところであるが、現時点では、原子炉内部の正確な状況把握ができておらず、現行の中長期ロードマップにおいては、燃料デブリの本格的な取り出し方法や、その後の一次保管、県外処分の在り方などのプロセスが明確化されていないことから、取り出した燃料デブリの分析結果等を踏まえ、これらのプロセスを具体化し、精緻なロードマップを作り上げること。

その上で、ロードマップに基づく廃炉作業を着実に前に進めること。

② 施設・設備の安全対策等

頻発・激甚化する自然災害に備えるため、施設・設備等について、地震・津波等の自然災害対策に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、トラブルを未然に防止するため、主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向けた必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないように、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

③ 廃炉作業を担う作業員の安全な労働環境の整備等

使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど高線量下におけるリスクの高い困難な作業が続くことから、更なる被ばく対策を講じる必要がある。

特に、作業員の放射性物質による身体汚染防止の観点から、現場管理体制の充実強化や遠隔操作技術の導入など、設備面での被ばく低減対策に取り組むよう、東京電力を強く指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

④ 県民に不安を与える不祥事・トラブルの防止

廃炉と汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組であり、県民や国民の理解が極めて重要である。県民等に不安を与える不祥事やトラブルが繰り返されることはあってはならないことから、トラブル等の未然防止や再発防止、安全管理体制の構築などの取組が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。

- ⑤ 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物の県外処分
使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進めるとともに、県外において確実に処分すること。
- ⑥ 正確で分かりやすい情報発信
廃炉の進捗状況に関する情報発信は、県民の不安を解消するとともに、国内外において新たな風評を生まないために極めて重要である。そのため、情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応等について、正確な情報を県民目線に立って分かりやすく丁寧に発信するよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも積極的に取り組むこと。
- ⑦ 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉
東京電力福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において確実に処分すること。
また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と一体不可分であることから、廃止措置中に県が監視業務を行うための必要な予算を措置すること。

(2) 原子力防災体制の強化

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、県が行う原子力防災体制の強化対策に要する費用に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

また、原子力災害に伴う広域避難時においては、バス・福祉車両や運転手、燃料及び食料等物資、さらには避難退域時検査に要する従事者などの確保が必要となるが、県や近隣県による調整が困難な場合などにおいては国が必要な支援を行うほか、県域を越えた広域避難にあたっては、国が地方自治体や運輸事業者等と調整を行うなど、具体的な避難手段を確保する仕組みを構築すること。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、今後は1、2号機の使用済み燃料の取り出しや燃料デブリの本格的な取り出しなど、更にリスクの高い作業が長期にわたり続くことから、モニタリングの継続は必要不可欠である。

放射線への不安払拭による県民生活の安全・安心のため、国において以下の措置を講じること。

① 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金の確保

県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを行い、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保を図っているところであり、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、引き続き、十分な予算を確保すること。

② 国が実施するモニタリングの継続及び充実

国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難指示解除区域においては、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえ、放射線量の低減状況や廃炉作業に伴う影響など、住民の不安払拭に向けたモニタリングを充実し、その結果について、正確な情報を県民目線に立って分かりやすく発信すること。

- ③ リアルタイム線量測定システムの運用
リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に対応すること。
- ④ 放射線監視等交付金の確保
県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民生活の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、資機材の整備・更新を含め、引き続き、県が実施する監視業務に対して十分な予算を確保すること。
- ⑤ ALPS処理水に係る環境モニタリングの確実な実施等
ALPS処理水の海洋放出に伴う環境モニタリングに当たっては、引き続き、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性及び透明性を確保しながら確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。
また、県が独自に実施するモニタリングに対して十分な予算を確保すること。

19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

A L P S 処理水の海洋放出については、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、「A L P S 処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき政府一丸となって、以下の措置も含め、万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

(1) 安全確保の徹底

A L P S 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があってはならないことから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理について、その過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、速やかに放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

(2) 国内外への正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、A L P S 処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

また、I A E A 等の国際機関との連携の下、第三者による監視と透明性を確保し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

さらに、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

(3) 万全な風評対策

県内には新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見がある上、一部の国における輸入規制強化などの影響が生じていることから、農林水産業はもとより、観光業を始めとした県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、水産業については、漁業関係者が安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、そうした対策を講じてもなお、風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(4) 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の低減は重要な課題であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、原子炉建屋貫通部の局所止水などあらゆる手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に取り組み、確実に結果を出すこと。

(5) 処理技術の継続的な検討

トリチウムの分離技術について、これまで東京電力が公募しているが、いまだに実用化に結びつくものがないことから、国自らがトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、新たな技術動向の調査や研究開発に積極的に取り組むこと。

また、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

20 除染等の推進

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了し、特定帰還居住区域では除染が実施されるなど、環境回復の取組が進捗してきた中で、除染等に関する以下の課題について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 仮置場の原状回復等の確実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における農地の地力回復も含めた原状回復、森林の放射線量低減のための取組等について、安全かつ確実に実施するよう、必要な措置を講じること。

また、仮置場の返地後に支障が生じた場合には、速やかに必要な措置を講じ、適切に対応すること。

(2) 搬出できない現場保管除去土壌等への対応

埋設場所の上に設置した工作物等が支障となり、搬出できない現場保管除去土壌等について、現場の状況に応じて、搬出・輸送及び原状回復の方法を柔軟に検討するなど、搬出を促進させるよう対応すること。

(3) 帰還困難区域の除染等

地元自治体の意向や住民の個別の事情を踏まえつつ、特定帰還居住区域において、安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地・家屋等の扱いについて速やかに方針を示すこと。

また、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、空間線量が局所的に高い箇所については、フォローアップ除染を実施すること。

特に、農地については、空間線量に加え、土壌中の放射性物質の状態も確認しながら、地元の意向等を踏まえ、きめ細かく除染を実施するとともに、除染後に土壌中の放射性物質濃度が高い箇所が確認された場合は、適切な追加措置を講じること。

さらに、災害復旧及びインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事業実施前に除染を行うなど、必要な措置を講じること。

21 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入れという苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務であり、約束の2045年3月まで残された期間は19年を切っていることから、以下について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の具体化・加速化

昨年8月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が決定されたところであるが、候補地選定後の具体的なプロセスやスケジュールが明確に示されていないことから、県民が県外最終処分実現の見通しを実感することができるよう、当県や中間貯蔵施設立地町の意向を十分に踏まえた2045年3月までの具体的な工程表を速やかに明示し、政府一丸となって、最後まで責任を持って確実に対応すること。

(2) 県外最終処分に関する理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分の確実な実施に向けて、県民や国民の理解を深める取組を更に推進すること。

(3) 中間貯蔵施設の安全・確実な運営

中間貯蔵施設への全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すとともに、現場管理を徹底し、住民に不安が生じることがないように、施設を安全・確実かつ適切に運営すること。

22 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

放射性物質に汚染された廃棄物については、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）における埋立が終了し、クリーンセンターふたばにおいて特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域で発生した特定廃棄物の搬入・埋立が進められているところである。

引き続き、特定廃棄物埋立処分施設及びクリーンセンターふたばにおける特定廃棄物等の処理に向けては、安全・確実な搬入・埋立・管理を行うこと。

また、埋立処分事業の円滑な実施には、地元の理解が何より重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

23 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 中間指針に関する適切な対応

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、被害者が請求の機会を失うことがないように、賠償請求未了者の現況把握、追加賠償の丁寧な周知、個別訪問等による手続案内や請求支援を東京電力に行わせるとともに、被害者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底するよう指導すること。

また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針では示されかなった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行わせること。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、後続訴訟における確定判決の調査・分析等を通して当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。

(2) ALPS処理水の処分に係る風評被害等への賠償

ALPS処理水の処分について万全な対策を講じてもお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(3) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に真摯かつ丁寧に対応することはもとより、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害の実態に見合った賠償を行わせること。

(4) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続きの簡略化に取り組みながら、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

いまだ原子力災害からの復興が途上にあることを踏まえ、住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

V 風評払拭・風化防止対策の強化

24 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきたが、農林水産物を始めとした県産品の全国平均との価格差は、一部を除き発災前のポジションに戻らないまま固定化されているほか、発災前と比較して、観光目的の宿泊者数や教育旅行の宿泊者数は7割程度であり、一部の国・地域における輸入規制措置が継続しているなど、いまだ根強い風評が残っており、長期間にわたる廃炉においては、今後、燃料デブリの取り出しなどの困難な作業が行われることから、新たな風評が生じる懸念も払拭できない状況にある。加えて、震災及び原発事故から15年が経過し、当県への関心が低下する傾向が見られるなど風化が進行しており、風評払拭・風化防止対策をより一層強化する必要がある。

このため、放射性物質検査の継続や産地競争力を回復するための「福島ならでは」のブランドの確立・強化などの農林水産業への支援はもとより、観光誘客の促進といった観光業への支援など、幅広い業種を対象に万全な風評対策及び柔軟な追加対策を講じるとともに、「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策や、市町村が主体となり自らの創意工夫により情報発信する取組等をはじめ、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等による取組に必要な財源を十分に確保すること。

また、ALPS処理水の処分については、福島県だけではなく、日本全体の問題であるとの認識の下、国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全の対策に必要な財源を確保すること。

さらに、原子力災害に関する教訓等の伝承や、当県の現状及び正確な情報の国内外への更なる発信に必要な財源を確保すること。

加えて、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の処分については、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国や関係機関等の広報媒体を始め、国主催の各種会議など、あらゆる機会を最大限に活用し、国内外に正確な情報を分かりやすく繰り返し発信すること。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃に向けた働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、輸出可能となった国・地域への輸出促進や外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

原子力災害後、当県産農林水産物の市場における地位は低下したまま全国との価格差が一部を除き回復せず固定化しており、農業産出額の伸び率も他県と比べて低くなっている。さらに、一部の国・地域においては輸入規制が継続されており、いまだ根強い風評が残っている。また、発災以降、当県では復旧・復興に全力を注いできたことから、強みのある品目による牽引を含むブランド力の強化など、依然として産地としての競争力を高めていく必要があるため、令和9年度以降も十分な財源を確保するとともに、国内外の風評への対応について、国が前面に立って取り組むこと。

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

放射性物質検査等による安全・安心の確保や、消費者や実需者へ向けた科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションなどの信頼回復に向けた取組はもとより、市場ニーズに基づく戦略的な販路回復・拡大、生産体制の強化、さらには、そのための安定生産等を可能とする技術の開発・実証と導入促進等に向け、既存施策の見直しや新たな取組も含めて、令和9年度以降も十分な予算を確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を国が直接把握するため、福島県産農産物等流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

26 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 廃炉に係る風評対策

A L P S 処理水の処分や燃料デブリの取り出し等による新たな風評への懸念もあることから、観光事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組等を継続して実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が発災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない中、復興に向け果敢にチャレンジする方々との対話などを通して自分自身で考えることにより成長できる「新しい学びの旅」ホープツーリズムの拡充やサイクルツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育み交流人口を拡大するため、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭に向けた観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対する風評払拭のための取組に加え、A L P S 処理水の処分や燃料デブリの取り出し等による新たな風評への懸念を踏まえて当県が行う観光コンテンツ造成や情報発信等、福島ならではの観光誘客の取組等に十分な予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

発災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組のための十分な予算を確保すること。

(5) インバウンド回復への支援

発災後、全国の水準に達していないインバウンド需要について、台湾やタイ、ベトナム及び欧米豪など海外からの誘客強化のための十分な予算を確保すること。

(6) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会となることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。また、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

(7) ナショナルサイクルルートへの指定

浜通り地域等のサイクルツーリズムの推進に向け、「ふくしま浜通りサイクルルート」がナショナルサイクルルートに指定されることを目指しているところであり、当県の復興の加速化に向けた取組として推進すること。

27 福島への復興に向けた環境施策の推進

【復興庁、文部科学省、環境省】

(1) 未来志向の環境施策の推進

令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定により、東日本大震災と原発事故からの環境回復や当県の優れた自然環境や地域資源を活用した取組、再生可能エネルギー先駆けの地を目指した取組などの環境施策は着実に成果を挙げてきた。

いまだ途上である当県の復興・再生に向けては、令和8年3月の協定更新を踏まえ、連携をより一層強化し、未来志向の環境施策を進展させることが重要であることから、これまでの成果を活かし、取組の充実・強化を図るため、以下の措置を講じること。

① 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想（第2期）」の着実な推進に向けて、滞在環境等の上質化に向けた技術的・財政的支援を行うとともに、県や市町村と連携して、ロングトレイルの活用などによる周遊促進や自然公園等の魅力向上、更なる情報発信に取り組み、国内外からの誘客促進を図ること。

また、自然の恵みの次世代への継承のため、令和10年度の「山の日全国大会」の福島県開催に向けた支援や野生鳥獣の保護管理等を行い、自然環境の保全と自然保護意識の醸成を推進すること。

② 復興と共に進める気候変動対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興の加速化に向けて気候変動対策の実効性ある取組を推進するため、再生可能エネルギーの導入に資する「脱炭素×復興まちづくり推進加速化事業」のための十分な予算を引き続き確保すること。

③ 循環経済を目指した施策の推進

循環経済を目指し、自立・分散・ネットワーク型の社会の形成を視野に入れ、復興に貢献しつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの地産地消の推進等に取り組むほか、廃棄物の発生抑制や循環的な利用に関する取組、災害にも強い資源循環スキームの整備促進、循環経済を推進する新しい産業や企業活動の創出などに積極的に取り組むこと。

(2) 福島県環境創造センターへの支援

福島県環境創造センターについて、当県と国が連携しながら、放射線モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流等に継続的に取り組むことにより、原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、令和9年度以降も運営費等の十分な予算を確保すること。

また、前例のない原子力災害からの環境回復・創造に向けては、世界の英知を結集して取組を進めていく必要があることから、当センターが日本原子力研究開発機構や国立環境研究所、F-R-E-Iと連携して取組を継続できるよう支援すること。

VI 県民の健康と安全・安心を守る取組

28 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

被災者支援総合交付金について、津波や原子力災害による避難者の安定した住宅への円滑な移行支援やコミュニティ形成支援などの取組に対して、十分な予算を確保すること。

(2) 避難を継続している県民への支援

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者が抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金について、十分な予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対する予算や、避難指示区域外からの避難者への情報提供の取組に対する被災者支援総合交付金について、引き続き十分に確保すること。

(3) 高速道路無料措置の延長等

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和9年3月31日まで実施されている、原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置について、帰還できるまで延長すること。

また、令和9年3月31日まで実施されている、原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置について、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(4) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災と原発事故から15年が経過し、避難生活の長期化により県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあり、帰還後も生活環境やコミュニティの変化などによって、抱える不安や悩みは複雑化・個別化している。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアについては長期的な取組が必要であることから、当該事業の継続に向けた必要な予算を十分に確保すること。

また、避難の有無にかかわらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を引き続き確保すること。

(5) 高齢者等の生活サポートの総合的提供

避難指示解除区域等においては、福祉・介護人材の不足や避難の長期化による孤独・孤立、高齢化の進行などの課題が生じており、地域の実情に応じて高齢者等の総合的な生活サポートを継続するため、被災地における福祉・介護人材の確保や被災者見守り・相談支援、高齢者等をサポートする拠点の運営について、必要な予算を十分に確保すること。

(6) NPO等の活動への支援

避難指示解除や仮設住宅の集約等に伴う住居移転など地域コミュニティの再構築が課題となる中、NPO等のネットワークを活かした被災者支援や風評・風化対策などの地域に寄り添った細やかな取組を継続していく必要があることから、NPO等による復興支援活動等に対する十分な予算を確保すること。

29 安心して子どもを生き育てやすい環境の整備

【子ども家庭庁、復興庁、環境省】

当県では、原発事故発生以降、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、給食の安心確保や子どもの心のケアへの対策など、子どもが安心して健やかに成長できる環境の確保に向けて積極的に取り組んできたところであるが、県内全域において健康への不安やストレスを抱えながら子育てをされている方がいるほか、避難地域12市町村等では安心して子どもを生き育てるための社会資源の復興が十分に進んでおらず、母子に対する適切な健康支援や、配慮が必要な子どもに対する発達状況に応じた支援体制の構築等に取り組む必要がある。

国においては、こうした福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、令和9年度以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

30 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省、厚生労働省】

当県では、東日本大震災と原発事故後、これまで県民の健康を長期に見守るため、県民健康調査を継続的に実施してきたほか、健康増進に資する取組を総合的に実施するとともに、県民の健康不安を解消するため、自主財源により18歳以下の全ての子どもの医療費を無償化してきたところである。

一方、震災後に悪化したメタボリックシンドロームなどの健康指標は回復に至らないなど、原子力災害の影響が残る県内全域において、健康に対する不安が震災前の状況まで解消されるためには、相当な時間を要する。

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域において放射線による健康上の不安を解消できるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康回復に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組や子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組、高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、令和9年度以降も安定的かつ十分な予算を確保すること。

31 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する体験活動等を行うために十分な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災と原発事故後、著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率について、全国との差は改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率は、発災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、十分な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災と原発事故により新たに生じた住民同士の絆を深化させるとともに、避難指示解除等に伴う帰還後の地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き十分な予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災と原発事故により就学が困難となった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業について、令和9年度以降も十分な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、東日本大震災と原発事故の影響に対する心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

32 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

特定復興再生拠点区域の避難指示解除や特定帰還居住区域の設定に伴うインフラ整備など、復興の進捗に伴う交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に十分な予算を確保すること。

また、復興・再生に向け、今後も変化し続ける被災地の治安情勢に対し、避難者や帰還する住民などの安全・安心を確保するため、警察官の期限付増員を継続すること。

Ⅶ 産業再生、インフラ整備の推進

33 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、風評払拭事業等の原子力災害からの復興に不可欠な事業を実施しており、継続が必須であることから、令和9年度以降も実施期間を延長すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続

事業復興型雇用確保事業については、県内全域での被災求職者の生活の安定と当県産業の復興を推進するために必要な事業であることから、令和9年度以降も実施期間を延長すること。

34 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るため、企業誘致の促進による産業の集積が極めて重要である。

こうした中、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保が必須の課題である一方、産業の復興・再生はいまだ十分でないことから、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について、十分な予算を確保した上で、雇用情勢や地域への波及効果等を踏まえつつ、特に青写真で示した、面的サプライチェーンの構築を通じた地域の稼ぎの実現や、進出企業を含むコミュニティによる日々の暮らしの改善に資する取組を重点的に支援するとともに、市町村の意見も踏まえ地域の実情に応じた制度運用を可能とすること。

また、長期にわたる原子力災害や度重なる自然災害の影響により分譲再開が遅れた浜通りの産業団地に対する支援策を講じること。

35 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

(1) 農業・農村の再生

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災と原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、営農再開に向けた農業水利施設の管理体制構築などの復興事業について、令和9年度以降も十分な予算を確保すること。

また、安全・安心な営農再開に向け、ため池について、放射性物質モニタリングを継続するとともに、放射性物質対策や再対策のために十分な予算を確保すること。

(2) 新規就農者の育成

避難指示や高齢化等により農業者が著しく減少しており、農業再生に向けては新たな担い手の確保が重要な課題である。このため、当県では、就農・定着から経営発展に至る様々な相談に対応する窓口として農業経営・就農支援センターを関係団体と連携して運営し、相談件数が大幅に増加するなど効果を発揮しているところであるが、新規就農者の確保・定着を進めるためには長期の伴走支援が重要であるため、「就農コーディネーター」等の設置、専門家の派遣、研修会の開催等の取組について十分な予算を確保すること。

また、新規就農者が地域の担い手として定着するまでの間、技術研鑽を図りながら安心して農業経営を展開するため、新規就農者育成総合対策について、十分な予算を確保すること。

36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、林野庁、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない森林整備や林道整備等に係る各種施策の推進のため、十分な予算を確保すること。

また、帰還困難区域の森林作業におけるガイドラインに基づき、作業者の安全・安心の確保やリスクコミュニケーションに取り組み、森林整備等の復興事業を着実に推進すること。

37 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、令和3年4月に本格的な操業に向けた新たな段階へ踏み出したものの、沿岸漁業全体の生産量は発災前に比べて低い水準に留まっている。

水産業に関わる事業者が、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう、国が前面に立ち、万全な風評対策はもとより、生産から流通、消費に至る水産業全体にわたる総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

また、近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、長期的な視点に立ち十分な予算を確保するとともに、情勢の変化にも対応し、必要な対策を講じること。

さらに、水産業関係者はALPS処理水の海洋放出に対して、新たな風評への懸念や生業の継続に不安を抱えていることから、「水産業を守る」政策パッケージについて、引き続き現場の実態に即して迅速かつ柔軟な運用を図ること。

38 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

また、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には、基幹的なインフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保し事業を着実に推進すること。

さらに、当県全体の復興・再生、防災・減災・国土強靱化、地方創生に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業、地域未来交付金等）の財源を十分に確保すること。

特に、資材価格や労務単価等が上昇している状況においても、必要な事業規模を確保すること。

39 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

東北地方における災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携による広域周遊観光ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、未事業化区間についても早期事業化に向けて取り組むこと。

また、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸について、国道4号（矢吹鏡石道路）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。

また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の早期事業化を図ること。

② 横断道軸について、磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業中である「会津坂下IC～西会津IC間」、「西会津IC～津川IC間の一部区間」及び「三川IC～安田IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央IC間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。

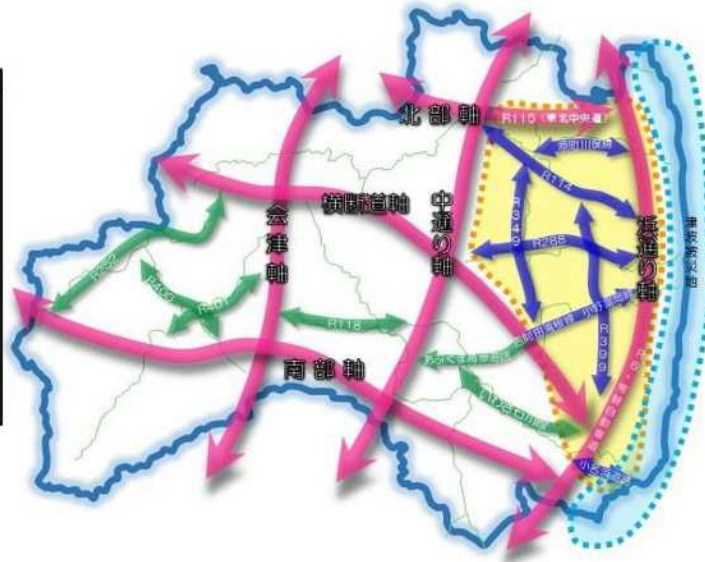
また、国道49号（北好間改良、会津防災事業、好間三和防災）の早期整備を図ること。

③ 南部軸について、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越の早期完成に向け、引き続き国直轄権限代行事業の整備促進を図るとともに、県施行区間の整備に必要な予算を確保すること。

(3) 東北自動車道（仮称）大玉スマートICの早期整備

交通の利便性向上や観光振興に加え、近隣市町村との連携による持続可能な都市圏を形成するため、令和7年12月に新規事業箇所を選定された大玉村のスマートICにおける連結道路の早期整備が図られるよう、十分な財源措置等を行うこと。

復興・創生を支える交通基盤（6本の連携軸）の整備



県土の復興に向けた道路ネットワーク構築のための主な整備箇所



40 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 特定貨物輸入拠点港湾小名浜港の整備促進

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港について、産業と生活に必要な資源、復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の活用が必要であることから、沖防波堤等の整備を更に促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

重要港湾である相馬港について、復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で円滑な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の予算を確保するとともに、沖防波堤の嵩上げを促進すること。

(3) カーボンニュートラルポート形成の推進

小名浜港及び相馬港において「カーボンニュートラルポート」を形成するため、カーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

Ⅷ 地方創生・人口減少対策の推進等

41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進

【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省、厚生労働省】

東日本大震災と原発事故からの復興・再生と地方創生を同時に進めていかなければならない当県は、他都道府県にはない困難を抱えている。

当県の人口は、1998年の214万人をピークに、現在は約170万人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年に125万人まで減少するとされている。また、2025年の総務省による人口移動報告では、転出者が転入者を大きく上回っており、15歳から29歳までの若年層の転出超過が全体の8割を占め、婚姻数や出生数の減少にもつながるなど、当県の人口減少は極めて厳しい状況にある。

当県は、2040年の総人口を150万人とする人口目標を掲げるとともに、持続可能な福島の将来の実現に向け、連携・共創による「福島ならではの」県づくりを進めているところであり、当県の地方創生及び人口減少対策を更に推進するため、以下の措置を講じること。

(1) 人口減少対策の司令塔機能の発揮と東京一極集中の是正

地方から若者が流入する東京圏では、他の地域と比べて合計特殊出生率が低く、東京一極集中が日本全体の人口減少に拍車をかける要因になっていることから、国は人口減少の問題を地方の問題として捉えるのではなく、広域的な視点から一体的に是正していく必要がある。

このため、政府が昨年11月に立ち上げた人口戦略本部において、人口減少対策を総合的に推進するための司令塔機能を強力に発揮し、あらゆる施策を総動員して実効性のある人口減少対策に取り組むとともに、税財源の偏在も含め、過度な東京一極集中の是正を図ること。

(2) 地方創生推進のための人口減少対策・地方創生関連予算の確保

持続可能な経済社会を目指し、人口減少に歯止めをかけていくため、出会い・結婚・出産・子育てのライフステージに応じた支援や、若者の県内定着、地方への移住・定住、女性活躍に向けた取組等を積極的に推進していくことが重要である。

このため、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、地域未来交付金を始めとする地方創生関連予算を十分に確保するとともに、地方財政措置を継続すること。

(3) 結婚・子育て環境の充実

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、保育料無償化の対象を拡大し、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、公定価格の底上げを図るなど保育士の処遇改善を更に進めつつ、自治体が行う人材確保の取組に対しても、継続的な財政支援を講じること。

また、保育所や認定こども園等の整備に活用している就学前教育・保育施設整備交付金について、自治体の整備計画に支障を来さないよう、十分な予算を確保すること。

さらに、放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、施設整備や人員確保の財源を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の負担軽減策を講じること。

自治体を実施する結婚支援等に活用している地域少子化対策重点推進交付金について、長期的かつ安定的に十分な予算を確保すること。

また、国民の価値観やライフスタイルが多様化する中、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、ライフデザイン教育やキャリア教育に対する理解促進を全国的に進めるとともに、社会全体でこどもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について周知啓発等を行うこと。

(4) 若者・女性が活躍できる魅力ある環境づくり

若者や女性にも選ばれ、誰もが安心して働き暮らせる地域づくりのため、若年者をはじめとした雇用の場の確保や正規雇用の促進、持続的な賃金の上昇に向けた環境整備を進めること。

また、女性の就業継続や正社員化・賃金向上・管理職登用を進め、男女間の格差解消に取り組むとともに、地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍を促進する実効性のある取組を進めること。

さらに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消など、地方で若者や女性が活躍できる魅力ある職場環境づくりを官民が連携して推進できるよう、地域女性活躍推進交付金等の十分な予算を確保すること。

(5) 地域経済の活性化等

国が策定する「地域未来戦略」を踏まえ、地方が「地域産業成長プラン」を着実に推進できるよう、成長分野における産業クラスターの形成や、地域資源の活用を通じた付加価値の創出と地産外商の推進に対し、地域の実情に応じて必要な支援を講じること。

また、中小企業等における持続的な賃上げが可能となるよう、円滑な価格転嫁等を社会全体で受容する意識醸成や、企業間における取引適正化に取り組むとともに、デジタルの活用や脱炭素化に向けた設備投資、働きやすい職場づくりなど、生産性向上に向けた支援を行うこと。

さらに、仕事と育児・介護の両立や多様な働き方の推進、人材育成や人材確保への支援などを通じ、地域や企業規模を問わず深刻化する人手不足への対応を進めること。

生活の基幹となる公共インフラや地域公共交通などの社会基盤は、地域社会の生活機能を維持するために不可欠であることから、社会資本の維持に必要な支援を行うこと。

また、物流は国民の生活を支える重要な社会インフラであることから、トラックドライバーの適正な賃金の確保やトラック運送業界の多重下請構造の是正、荷主・物流事業者間の商慣行の見直しなど、引き続き、物流改革に向けて必要な措置を講じること。

地方の人口流出を緩和するため、企業の本社機能や研究開発部門、政府関係機関等の地方への分散を促進すること。

また、「地方拠点強化税制」についても、更なる制度の拡充を図ること。

42 原油価格・物価高騰等に係る対策

【内閣官房、内閣府、消費者庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

昨年度末からの中東情勢の緊迫化を受けた原油や石油関連製品等の供給不足及び価格高騰、今後の供給への不安は、製造業をはじめとする幅広い業種の中小企業等や国民生活に深刻な影響を与えている。また、当県における東日本大震災と原発事故からの復興・再生について、遅滞することがないよう着実に進める必要がある。

については、関係諸国との緊密な連携の下、十分な原油供給体制の確保により原油価格の安定化に取り組むとともに、事態の長期化も見据え、今後の情勢変化に応じた柔軟な対応を図りつつ、総力を挙げて県民の生活と地域経済を守ることができるよう、エネルギー価格の高騰対策の拡充や中小企業者・農林漁業者・建設業者等の経営支援、エネルギー及び石油関連製品の安定的な供給、国民等への丁寧な情報発信等による不安の払拭などについて、強力な対策を講じること。

43 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化 【総務省、経済産業省、環境省】

当県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の徹底などの取組を推進している。

については、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を更に加速化させるため、以下について十分な措置を講じること。

(1) 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

地域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）を積極的に活用するなど、十分な財政措置等を行うこと。

特に、地域脱炭素推進交付金については、脱炭素ドミノが確実に進むよう、募集を停止した現行事業に代わる新たな実効性のある施策を速やかに示すとともに、既に採択されている自治体の計画を含め、必要かつ十分な予算措置を講じるほか、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ること。

また、公共施設等のZEB化や照明設備のLED化を含む省エネルギー改修などを推進するため、脱炭素化推進事業債に関しても十分な額を継続して確保すること。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた機運の醸成等

脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素先行地域のみならず、全県的な機運醸成と具体的な取組の実践が重要であることから、国の「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）などにより機運醸成等を推進するとともに、温室効果ガス排出量の削減効果の見える化を通じ、理解の促進を図ること。

特に、排出量の削減効果については、様々な主体による取組の成果が定量的に把握できるよう、環境省の実施事業にとどまらず、国の全ての脱炭素関連事業において削減量を算定し、可視化を図ること。

また、地域地球温暖化防止活動推進センターによる機運醸成等の取組が安定的に継続されるよう、センターに対する補助率の引上げなど、十分な財政支援を行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進への支援

EVやFCV等の電動車の一層の普及拡大に向けて、電動車や充電インフラ整備などの導入支援に対する十分な予算を継続して確保するとともに、補助上限額の引上げを行うこと。

(4) 地域気候変動適応センターの運営等の支援

熱中症や農林水産業における適応策に関する情報収集・分析・調査・発信を持続的かつ発展的に推進するため、地域気候変動適応センターの運営等に対する財政支援を行うとともに、人的・技術的な支援を継続すること。

44 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省】

食料安全保障の強化に向けて、食料供給を担う農林水産業の持続的発展が不可欠であり、国と地方が一体となって食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図ることが重要であるため、全国有数の耕地面積を有する当県の役割は一層高まっている。

こうした中、根強い風評により、当県産農林水産物の価格が依然として全国の水準まで回復していない現状を踏まえ、燃油・生産資材等の価格の高止まりにより影響を受けている農林漁業者等に対する支援の継続に加え、安定的な調達・供給に向けた取組を強化するとともに、適正な価格形成に向けた仕組の早期構築と、生産費用の増加を価格へ転嫁できるよう、消費者等の理解醸成を図ること。

また、食料の自給率・自給力の向上や食料の安定供給に向けて、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物などの水田等を有効活用した生産拡大の継続、園芸・畜産を含めた生産基盤整備に加え、局所的な災害であっても甚大な被害が発生した場合には大規模災害と同様の早急な産地復旧の取組を支援するとともに、国産農林水産物の生産・消費拡大を推進すること。

さらに、避難指示等により当県の農林漁業者数は著しく減少していることから、多様な人材を農山漁村に呼び込みながら、就業希望者等が農林水産業を職業として選択し安定的な経営を将来にわたり展開することができるよう、農林水産業の担い手の確保・育成に必要な予算を十分に確保するとともに、スマート技術を活用した営農や気候変動に適応した取組など、将来にわたって持続可能な農林水産業の実現に向けた支援を強化すること。

45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も、令和元年東日本台風や福島県沖地震、加えて雪崩による橋梁の流失など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴い頻発・激甚化する自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県及び市町村が策定している国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災対策の推進のため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、物価高騰等の状況も踏まえた十分な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

また、冬期間の安全な交通確保や、老朽化する除雪機械及び防雪・消雪施設についても計画的な対策が必要であることから、雪寒事業に対して財政措置を講じること。

あわせて、防災・減災、国土強靱化のための緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債について、恒久化を図るとともに、対象事業の更なる拡大及び要件緩和を行うこと。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる観点から、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に取り組むとともに、国が主体となって、整備後の利活用も含め、整備地域での合意形成に取り組むこと。

また、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるため、流域全体で取り組む流域治水対策に必要な予算を十分に確保すること。

さらに、特定都市河川浸水被害対策法に基づく、県管理河川の特定都市河川への指定を踏まえた流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進について引き続き支援するとともに、貯留機能保全区域制度の有効活用につながるよう、税制上の優遇措置を拡充すること。

46 ツキノワグマ被害防止対策の推進

【環境省】

全国的にクマによる被害が多発しており、当県においても令和7年度に人身被害や目撃の件数が過去最多となったことから、引き続き地方公共団体が被害防止対策を確実に進められるよう、国が一体となって、必要な予算を十分に確保するとともに、地方公共団体による対応だけでは困難な課題について、国が主体的に実効性のあるクマ被害対策を講じること。

また、ガバメントハンターについては、その確保・育成及び配置の支援を行うとともに、配置に係る人件費補助の期間を限定することなく継続的に支援すること。

さらに、国のクマ被害対策パッケージに基づく取組を確実に実行するとともに、関係省庁と連携して地方公共団体に対する技術的かつ財政的な支援を講じること。

＜重点要望項目＞

I 全般的事項

1 震災復興特別交付税措置の継続

【復興庁、総務省、財務省】

令和9年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

2 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

【総務省】

頻発・激甚化する自然災害への対応や長引く物価高、人件費の増加、金利上昇など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、国庫負担はもとより、安定的な財政基盤が重要であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」等に基づき、令和9年度以降においても地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

また、基礎控除等の引上げに加え、いわゆるガソリンの暫定税率や自動車税環境性能割廃止に伴う地方税の減収や地方交付税原資の減について、地方の安定的な住民サービスの提供に支障を来さないよう、国の責任において、恒久的かつ安定した財源を確保するとともに、適切に地方財政措置を講じること。

あわせて、消費税については、社会保障制度の基盤として果たしている役割や、日々住民と接しながら行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮し、将来世代の負担に十分配慮した丁寧な議論を行うこと。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や東日本大震災と原子力災害への対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費について、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

4 過疎対策事業債の必要額の確保

【総務省】

過疎地域の持続的発展が図られるよう、過疎対策事業債の必要額を確保すること。

5 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

6 被災した私立学校等の児童、生徒等に対する授業料等減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を継続すること。

7 東日本大震災・原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

8 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

生徒アドバイザーを私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

9 放射線医学に係る拠点の運営への財政支援の継続

【復興庁、環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

10 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

一方で、令和5年度には作業員の身体汚染、令和6年度には2号機の燃料デブリ試験的取り出し作業の中断など重大なトラブルが発生しており、県民が廃炉の行く末に不安を持たざるを得ない状況となっている。

今後の燃料デブリの本格的な取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と当県のように過酷な事故を起こしてはならないということを経験の原点として、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

① 中長期ロードマップに基づく安全かつ着実な廃炉の実現

今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理に最後まで責任を持って取り組むこと。

また、2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手により、中長期ロードマップの廃止措置終了までの期間である第3期に移行したところであるが、現時点では、原子炉内部の正確な状況把握ができておらず、現行の中長期ロードマップにおいては、燃料デブリの本格的な取り出し方法や、その後の一次保管、県外処分の在り方などのプロセスが明確化されていないことから、取り出した燃料デブリの分析結果等を踏まえ、これらのプロセスを具体化し、精緻なロードマップを作り上げること。

その上で、ロードマップに基づく廃炉作業を着実に前に進めること。

② 施設・設備の安全対策等

頻発・激甚化する自然災害に備えるため、施設・設備等について、地震・津波等の自然災害対策に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、トラブルを未然に防止するため、主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向けた必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないように、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

③ 廃炉作業を担う作業員の安全な労働環境の整備等

使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど高線量下におけるリスクの高い困難な作業が続くことから、更なる被ばく対策を講じる必要がある。

特に、作業員の放射性物質による身体汚染防止の観点から、現場管理体制の充実強化や遠隔操作技術の導入など、設備面での被ばく低減対策に取り組むよう、東京電力を強く指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

④ 県民に不安を与える不祥事・トラブルの防止

廃炉と汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組であり、県民や国民の理解が極めて重要である。県民等に不安を与える不祥事やトラブルが繰り返されることはあってはならないことから、トラブル等の未然防止や再発防止、安全管理体制の構築などの取組が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。

⑤ 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物の県外処分

使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進めるとともに、県外において確実に処分すること。

⑥ 正確で分かりやすい情報発信

廃炉の進捗状況に関する情報発信は、県民の不安を解消するとともに、国内外において新たな風評を生まないために極めて重要である。そのため、情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応等について、正確な情報を県民目線に立って分かりやすく丁寧に発信するよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも積極的に取り組むこと。

⑦ 自然災害や重大トラブル発生時の体制強化

避難地域の復興状況を踏まえ、自然災害や重大トラブル発生時における国の現地体制を強化するとともに、引き続き、県へのリエゾン職員の派遣を行うなど、国と県の連絡体制の強化を図ること。

また、大規模地震などの自然災害発生時においては、緊急事態に該当しない場合であっても、県民の安全・安心の確保に向け、発生事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かりやすい情報発信を行うこと。

⑧ 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉

東京電力福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において確実に処分すること。

また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と一体不可分であることから、廃止措置中に県が監視業務を行うための必要な予算を措置すること。

(2) A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応

A L P S 処理水の海洋放出については、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、「A L P S 処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき政府一丸となって、以下の措置も含め、万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

① 安全確保の徹底

A L P S 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があってはならないことから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理について、その過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、速やかに放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

② 国内外への正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、ALPS処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

また、IAEA等の国際機関との連携の下、第三者による監視と透明性を確保し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

さらに、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

③ 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の低減は重要な課題であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、原子炉建屋貫通部の局所止水などあらゆる手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に取り組み、確実に結果を出すこと。

④ 処理技術の継続的な検討

トリチウムの分離技術について、これまで東京電力が公募しているが、いまだに実用化に結びつくものがないことから、国自らがトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、新たな技術動向の調査や研究開発に積極的に取り組むこと。

また、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

(3) 原子力防災体制の強化

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、県が行う原子力防災体制の強化対策に要する費用に不足が生じないように十分な予算を確保すること。

また、原子力災害に伴う広域避難時においては、バス・福祉車両や運転手、燃料及び食料等物資、さらには避難退域時検査に要する従事者などの確保が必要となるが、県や近隣県による調整が困難な場合などにおいては国が必要な支援を行うほか、県域を越えた広域避難にあたっては、国が地方自治体や運輸事業者等と調整を行うなど、具体的な避難手段を確保する仕組みを構築すること。

(4) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、今後は1、2号機の使用済み燃料の取り出しや燃料デブリの本格的な取り出しなど、更にリスクの高い作業が長期にわたり続くことから、モニタリングの継続は必要不可欠である。

放射線への不安払拭による県民生活の安全・安心のため、国において以下の措置を講じること。

① 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金等の確保

県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを行い、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保を図っているところであり、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、引き続き、十分な予算を確保すること。

② 国が実施するモニタリングの継続及び充実

国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難指示解除区域においては、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえ、放射線量の低減状況や廃炉作業に伴う影響など、住民の不安払拭に向けたモニタリングを充実し、その結果について、正確な情報を県民目線に立って分かりやすく発信すること。

③ リアルタイム線量測定システムの運用

リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に対応すること。

④ 放射線監視等交付金の確保

県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民生活の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、資機材の整備・更新を含め、引き続き、県が実施する監視業務に対して十分な予算を確保すること。

⑤ A L P S 処理水に係る環境モニタリングの確実な実施等

A L P S 処理水の海洋放出に伴う環境モニタリングに当たっては、引き続き、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性及び透明性を確保しながら確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。

また、県が独自に実施するモニタリングに対して十分な予算を確保すること。

11 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

【文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

廃炉・放射線分野においては、楢葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や長期的な視点に立った人材育成を推進すること。

12 防災・減災、国土強靱化のための対策

【内閣官房】

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や福島県沖地震、加えて雪崩による橋梁の流失など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県及び市町村が策定している国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、物価高騰等の状況も踏まえた十分な予算を通常予算とは別枠で確保するよう関係省庁に働きかけること。

13 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

(1) 消防施設の復旧及び消防団の再編に向けた支援

当県では、避難指示区域の解除が進むなど復興の進展が見られる一方で、現在も避難指示が継続している地域もある。

避難指示が解除された区域や今後解除が見込まれる区域では、住民の安全・安心の確保に向け、それぞれの地域の実情に応じた新たな地域防災体制を確立する必要があるが、消防団の再編や消防防災施設等の復旧事業の完了までには時間を要する。

このため、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金については、こうした地域の特殊性を十分考慮した上で、地域ごとに必要な復旧・復興事業が行えるよう、令和9年度の予算確保はもとより、令和10年度以降についても事業完了まで必要な財政措置を講じること。また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政措置を行うこと。

加えて、消防団の再編がされるまでの間、消防防災体制が確保されるよう、消防団の広域連携に要する経費や、避難先から出動する消防団員の経費負担等を踏まえた出動報酬の加算に要する経費について財政措置を講じること。

(2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域内については、消防団員の活動が行えず、また、放射線防護等の観点から、管轄消防本部の活動も制限され、火災が発生した場合、大規模化することが懸念されるため、管轄消防本部の消防体制の更なる充実強化を図りながら、県内外の消防本部に応援を求める体制が必要である。

このため、避難指示区域での消防活動を想定した訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、令和9年度の予算確保はもとより、全地域の避難指示が解除されるまでは継続的に必要な財政措置を講じること。

(3) 消防団の設備に対する財政支援の充実

災害の激甚化・頻発化に伴い、消防団活動が多様化していることから、災害対応力の更なる向上を図るため、消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の補助対象設備の拡充及び補助率の引き上げを行うこと。

また、現場のニーズや近年の災害に対する有効性等を考慮した装備品が行き渡るよう、無償貸与品の更なる充実を図るなど十分な財政措置を行うこと。

さらに、消防団車両の購入、更新は市町村にとって大きな財政的負担になっていることから、無償貸付車両の貸付台数の拡大に加え、緊急防災・減災事業債の交付税措置率の嵩上げなど、市町村の財政負担を軽減するよう、必要な財政措置を講じること。

(4) 消防団員確保対策の推進

① 消防団入団促進に向けた支援

自然災害が激甚化・頻発化している中、地域防災力の中核を担う消防団の維持は全国的に喫緊の課題であり、国民の更なる消防団活動への理解促進が重要であることから、次世代を担う若者に向けた情報発信や、経済団体や企業への周知の強化など、消防団への入団促進に向け、国が主体となってより積極的な広報活動に取り組むこと。

また、各自治体が、主体的かつ継続的に消防団員確保対策に取り組めるよう、消防団の力向上モデル事業の実施に十分な予算を確保すること。

② 消防団員が活動しやすい環境の整備

当県の消防団員の約8割が被雇用者という現状の中、消防団活動に対する雇用事業者の理解は不可欠である。一方、本県では59市町村のうち、25市町村が消防団協力事業所として認証する制度を設けているが、未導入市町村が依然として多く、雇用事業者の理解も進んでいない。

今後、協力事業所数を増加させるためには、自治体の取組だけでは限界があることから、国が関係機関と連携し、協力事業所の社会的な認知度を高める広報を強化すること。

また、経済団体や雇用事業者への一層の働き掛けを行うほか、協力事業所に対する支援の充実に向けた減税制度や補助金制度の実施等、十分な財政措置を講じること。

(5) 消防団員の年額報酬に係る財政支援等の拡充

消防団員の年額報酬に係る財政措置について制度の見直しが行われたが、当県においては、山間部等に居住地が点在するなど、人口密度に比して活動範囲が広範囲となっていることから、交付税算定が実態に即していないため、引き続き、普通交付税の算定方法の改善や特別交付税の拡充など市町村の実状に応じた財政措置の拡充を図ること。

また、災害の激甚化・頻発化に伴い、団員の活動の危険性及び負担が増加していることから、消防団員の更なる処遇の改善が図られるよう、年額報酬等の基準の見直しを行うとともに、市町村の財政負担が増加しないよう必要な財政措置を講じること。

(6) 常備消防の機能強化に対する財政支援の拡充

消防本部が整備する消防車両等の設備整備に対する緊急消防援助隊設備費補助金について、令和6年4月1日から補助基準額が見直されたが、示された基準額でもなお実勢価格と大きく乖離している。

さらに、改定された「緊急消防援助隊の編制及び施設の設備等に係る基本的な事項に関する計画」では安全管理部隊を始めとした新たな部隊の創設に加え、登録隊数を増隊する方針が示されたことから、消防本部が財政的不安なく、緊急消防援助隊の体制強化を図り、被災地で円滑な活動が行えるよう基準額の更なる引き上げや補助率を嵩上げすること。

(7) 消防防災ヘリコプターの安全運航に対する支援

消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制維持のための人件費のほか、操縦士の養成費、訓練飛行に要する費用や修繕費用など多額の費用について、財政措置の更なる充実を図ること。

14 激甚化・頻発化する災害に備えた防災体制の充実・強化 【内閣府】

(1) 孤立集落対策の充実・強化

孤立集落対策を今後も進めていくため、孤立のおそれがある地域に対する衛星携帯電話・衛星通信、ヘリポート等の整備や食料、発電機等の備蓄品の充実に係る財政措置を講じること。

(2) 災害救助法の見直し

- ① 被災者目線に立った上限額の見直し
災害救助法の上限額について、ライフスタイルの変化や物価高騰、人件費上昇等を踏まえた見直しを行うこと。
- ② 救助事務費の拡充
他の自治体から応援派遣された職員が、避難所運営等の災害対応の時間外勤務に従事した場合の超過勤務手当等について、救助事務費の拡充など必要な財政措置を講じること。

(3) 被災者生活再建支援制度の見直し

- ① 被災者生活再建支援制度の拡充
被災者生活再建支援金の支給額の増額や支給対象範囲を半壊世帯まで拡大するとともに、地方負担が増加しないよう国庫負担割合を拡大すること。
また、能登半島地震では、一部の市町村において、特定の世帯を対象とした新たな交付金制度が設けられたが、被災者の生活再建には多額の費用を要することを踏まえ、対象となる災害や地域、世帯を限定しない恒久的な支援措置を検討すること。

② 短期間に複数回被災した世帯への特別な支援
短期間に度重なる自然災害に見舞われ、連続して住家被害を受けた被災者は、住宅の再建や家財の購入等、経済的な負担を強いられることから、被災者生活再建支援金の加算を行うことや、被災者生活再建支援法の支援対象とならない被害に対する支援措置を講じる等の負担軽減策を検討すること。

③ 被災者支援制度の抜本的な見直し
被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、救済される被災者も制度により異なることから、被災者支援施策について抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた統一かつ持続的な救済制度を検討すること。

(4) 災害時の死者の氏名等公表基準の明示

災害時の死者の氏名等公表については、安否不明者と異なり個人情報ではないという理由で基準が示されておらず、地域を越える広域的な災害が発生した場合、都道府県によって異なる取扱が行われ混乱を招くおそれがあることから、国において明確な基準を示すこと。

15 避難行動要支援者等の早期避難に対する財政支援の充実

【内閣府】

避難行動要支援者等が安全に早期避難を行うため、訓練に係る経費について財政措置を講じるとともに、災害救助法の適用有無にかかわらず、個別避難計画に基づく避難を実施した場合の費用に対し、災害救助法と同等の財政措置を講じること。

16 南海トラフ地震及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの実効性の向上

【総務省】

「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」及び「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用において、即時応援道県等の職員（市町村職員を含む）が、迅速かつ的確に被災地において活動できるよう、訓練の実施や資機材の整備について必要な財政措置を講じること。

17 地域情報通信基盤の整備促進

【総務省】

(1) 光ファイバ網の高度化支援

工場内 I o T、クラウドの活用等企業活動のデジタル化や、新型コロナウイルス感染症を契機に普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、過疎・中山間地域等を始め、条件不利地域の光ファイバ網の高度化や公設設備の民間移行が円滑に進むよう、引き続き必要な支援を行うこと。

(2) 5G環境の整備促進

5Gはデジタル時代の基幹インフラであり、当県においては、東日本大震災と原発事故からの復興の後押しとなることが期待されることから、基地局の整備が地域間で偏りなく行われるよう、引き続き財政支援を行うとともに、携帯電話事業者への働き掛けを行うこと。

(3) 携帯電話不通話エリア解消

携帯電話は県民生活に不可欠なサービスであるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用不可能な地域が残存している。

こうした地域には、帰還困難区域内の自由通行道路や緊急輸送道路（トンネルを含む）、災害時の避難路も含まれており、安全安心の確保のためにも、携帯電話が利用できるようになる必要がある。

このため、国において、引き続き必要な予算を確保するとともに、地元市町村の意向を踏まえ、携帯電話事業者が「携帯電話等エリア整備事業」及び「電波遮へい対策事業」に積極的に参画するように協力依頼や働き掛けを行うこと。

(4) ラジオ難聴区域の解消

県民が県内の放送局からの放送を受信できるよう、難聴を解消しようとする事業者及び市町村に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

(5) 地上デジタルテレビ放送共聴施設及び公共ケーブルテレビ放送施設等への支援

地上デジタルテレビ放送の共聴施設及びケーブルテレビ放送等の設備（それらと一体的に整備された光ファイバ網を含む）については、少子高齢化・人口減少により受益者一人当たりの更新費用等の負担が増加し、設備の更新・維持管理が困難になってきていることから、更新に係る支援の拡充及び維持管理等に係る支援制度の創設など、必要な支援を行うこと。

18 自治体情報システムの標準化・共通化

【デジタル庁、総務省】

県及び市町村が利用する基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、県及び市町村の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや国によるベンダーへの協力依頼など、必要な支援を行うこと。

また、標準準拠システムへの移行経費を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、移行経費に不足が生じることがないように、市町村の実情も踏まえながら、十分な予算を確保すること。

さらに、移行後の運用においても、県及び市町村の過度な負担になることがないように、新たに創設した地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金等による支援や普通交付税による措置など、十分な財政支援を行うとともに、運用費最適化に向けた技術的助言を継続して行うこと。

19 石炭火力発電の温室効果ガス削減に向けた支援

【資源エネルギー庁】

火力発電の今後の在り方については、2050年カーボンニュートラルに向けて、第7次エネルギー基本計画において、「火力全体で安定供給に必要な発電容量を維持・確保しつつ」、「非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に推進する」ことが明記されている一方、「共同火力発電事業者や自家発電事業者の非効率火力においても、脱炭素化に向けた取組が進められることが重要である」とされた。

当県の石炭火力発電所は、これまで長きにわたり東北・首都圏地域の電力の安定供給を支え、地域経済を牽引してきた。

については、石炭火力発電所の立地地域の実情を踏まえ、雇用や経済に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、火力発電事業者の他電源への転換に必要な新設・改修への支援など、脱炭素化に関する取組を積極的に推進すること。

20 Jヴィレッジの利活用

【復興庁、人事院】

Jヴィレッジは、原発事故の発災時から約8年にわたり、対応拠点としての役割を担い、平成31年4月に全面再開を果たした。東京2020オリンピックでは聖火リレーのグランドスタート地点となり、Jヴィレッジが歩んだストーリーが国内外から注目を浴びるなど、いまだ途上である当県の復興に挑む姿を体現する「復興のシンボル」として、県民にとって不可欠な存在となっている。

一方、相双地域に位置するJヴィレッジは、ホープツーリズムや教育旅行等の訪問先のほか、令和6年度からインターハイ男子サッカー競技が固定開催されるなど、同地域における交流人口拡大を担う広域交流拠点の役割としても、存在感を高めている。

当県の復興には長い期間が必要である中、Jヴィレッジを起点に、当県の復興をより一層発信していくため、国、県等が一丸となった取組が必要である。

このような状況を踏まえ、国においては、Jヴィレッジを拠点とした国家公務員の団体研修や各種会議等の開催など、当県復興の状況を実際に感じる機会を作ること。

21 浜通り地域の復興に向けたJR常磐線の利便性向上

【復興庁、国土交通省】

令和2年3月に復旧したJR常磐線は、地域住民の生活、産業、観光などを支える基幹的な交通基盤であり、福島イノベーション・コースト構想の具体化など、浜通り地域の復興に向けては首都圏や仙台地方とのアクセス向上が重要となってくることから、JR常磐線の高速化及び利便性の向上について、地元自治体をはじめとする関係機関と十分に協議しながら、JR東日本に対し指導すること。

22 福島大学の「復興・再生」に向けた取組に対する総合的な支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省】

福島大学は、長期化する原子力災害による影響に対応するため、再生可能エネルギーの研究、双葉郡の教育復興支援、農林水産業を担う人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及に取り組むとともに、若者の定着・還流、コミュニティの形成や地域経済活性化など、地方創生に資する重要な役割を担っているところである。

福島大学が当県の重要なパートナーとして復興・再生や地方創生に向けて果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、今後とも安定的・継続的な運営を確保しつつ、新たな戦略を企画遂行し、地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援を講じること。

(1) 運営費交付金の十分な確保

物価・人件費の上昇等が継続する中でも、当県の復興・再生や地方創生に向けた取組、復興の担い手育成及び福島県の課題解決に資する研究を推進できるよう、運営費交付金を十分に確保すること。

(2) 「食農学類」「発酵醸造研究所」「食農科学研究科」への支援

当県の東日本大震災・原発事故からの農業の復興・再生に加え、高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」の教育研究機能の強化、被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する「食農学類附属発酵醸造研究所」の取組、並びに食農学類の学びを継続・発展させ、当県の農林水産業と食料・食品関連産業の発展に貢献し、地域の課題に対応できる力を持った高度専門職業人・研究者を養成する「食農科学研究科」の取組に必要な予算を確保すること。

(3) 「地域未来デザインセンター」への支援

当県の復興・再生に加え、人口減少・少子高齢化時代における社会づくりへの貢献が期待される「地域未来デザインセンター」の安定的・継続的な運営のために必要な予算を確保すること。

(4) 「環境放射能研究所」への支援

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境への長期的な影響を調査・研究する「環境放射能研究所」の安定的・継続的な運営のために必要な予算を確保すること。

(5) 「地域×データ実践教育推進室」への支援

当県の復興・創生を牽引する人材を養成する「『地域×データ』実践教育推進室」の運営や教育プログラムの実施に係る予算を確保すること。

(6) カーボンニュートラルの実現に資する「水素エネルギー総合研究所」の機能強化に向けた支援

当県と福島大学との間で締結した「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた福島県と国立大学法人福島大学の連携に関する協定」に基づき、福島大学が設置した「共生システム理工学類附属水素エネルギー総合研究所」の運営や取組の推進に必要な予算を確保すること。

(7) 学士課程再編に対する支援

東日本大震災と原発事故を経験し、急激な人口減少・少子高齢化とそれに伴う様々な課題を抱えた当県は、復興・再生と地方創生を両輪とする「福島ならではの県づくり」を進めている。

福島大学は複雑な現代社会の課題解決や福島ならではの県づくりに寄与するため、令和9年度の学部への再編及び文理融合・分野横断教育の実装を柱とする学士課程再編を進めているところであり、当該改革に対し十分な支援を行うこと。

(8) 「福島国際研究教育機構（F－R E I）」との連携への支援

福島大学がF－R E Iと連携して、福島をはじめとした東北の復興、福島や世界の課題解決を実現するための教育研究活動を実施できるよう、教育研究環境の整備、活動に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

23 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

避難指示解除や仮設住宅の集約等に伴う住居移転など地域コミュニティの再構築が課題となる中、NPO等のネットワークを活かした被災者支援や風評・風化対策などの地域に寄り添った細やかな取組を継続していく必要があることから、NPO等による復興支援活動等に対する十分な予算を確保すること。

24 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や5月に供用を開始した復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に加えて、人材確保に必要な予算を継続的に確保すること。とりわけ、昨今の人件費・原材料など物価高騰を勘案するとともに、施設の魅力を高め誘客を図るための県内外における企画展示の開催についても予算措置を行うこと。

また、必要な資料の収集について、国を挙げて協力するとともに、調査・研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に取り組むこと。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講ずること。

Ⅱ 避難解除等区域等

25 子ども・被災者支援法による支援施策の予算確保等

【内閣府、復興庁】

子ども・被災者支援法による支援施策については、被災地の意見等を踏まえ、必要に応じて基本方針の見直しを検討するとともに、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な予算を確保すること。

26 災害援護資金の償還に係る経費等への財政支援

【内閣府、復興庁、総務省】

東日本大震災に係る災害援護資金については、急激な物価高騰の影響を始めとした経済的な要因等により、市町村において被災者からの当初の計画どおりの償還が困難となる事例が増加していることから、償還に係る市町村の経費や市町村が償還を免除した場合の県の負担分に対して必要な財政支援を講じること。

27 安全で安心な消費生活の確保

【復興庁、消費者庁】

(1) 地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）の 予算の確保

東日本大震災と原発事故から 15 年が経過し、記憶の風化が顕著となっている中、当県はいまだ有事であり、今後も 30～40 年にわたって廃炉作業、ALPS 処理水の海洋放出が続くことや先行きが見通せない除去土壌等の県外最終処分の問題などを踏まえ、この地で暮らす消費者に対し、放射能に関する正確かつ丁寧な情報提供と県産食品の安全性についての情報発信を粘り強く続け不安の解消につなげていくことが、必要不可欠である。

放射能への不安解消と安全・安心の確保は福島県の復興と県民の暮らしの土台であり、持続可能な地域づくりを支えるものであることから、引き続き、福島県が実施する自家消費野菜等の放射能検査体制の確保、食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの実施、放射能や県産品に関する正確な情報発信と風評払拭に資する事業等について、令和 9 年度以降も十分な予算を確保すること。

(2) 地方消費者行政強化交付金（一般会計）の予算の確保

全国的に高齢者を中心とした消費者被害が深刻化する中、県内市町村においても、消費生活センターにおける相談体制の更なる強化が求められているところであるが、未曾有の複合災害に見舞われた当県においては、避難地域 12 市町村において、少しずつ住民の帰還が進み、新たな移住の動きも出てくるなど、他県とは異なる状況にある。

当県はいまだ復興の途上であり、消費者行政における恒常的なマンパワー不足が続いていることから、今後、避難地域を始めとする未整備市町村において、新たな消費者相談体制の構築が今後確実に図れるよう、地方消費者行政強化交付金について、令和 9 年度以降も被災地特例措置を延長するとともに、十分な予算を確保すること。

また、地方消費者行政を安定的に推進するため、市町村の財政状況を考慮し、地方消費者行政機能維持事業（相談機能維持・未然防止強化型）の交付要件の緩和及び補助上限額の見直しを行うとともに、活用期間を延長すること。

28 地域女性活躍推進交付金の予算の確保

【内閣府】

若年女性の県外流出を抑制する観点からも、女性活躍の必要性の啓発やあらゆる分野への女性参画、女性が活躍できる環境づくりが重要であることから、地域女性活躍推進交付金について令和 9 年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

29 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の予算の確保

【内閣府】

被害者がその被害を受けた地域で支援に差が出ないように、安定した相談体制の整備、医療費助成や協力病院の連携強化のために、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の予算を十分に確保すること。

30 人権啓発活動地方委託費の予算の確保

【法務省】

インターネット上における誹謗・中傷など多様化する人権課題に対応し、お互いの人格を尊重し、個々の違いを認め合う共生社会を実現するためには、地域における人権啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、令和9年度以降も地方委託事業を安定的に継続するための十分な予算を確保すること。

31 避難地域等における地域公共交通ネットワークの構築に関する支援等

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

より一層の帰還促進や生活の利便性向上を図るとともに、双葉地域における中核的病院の整備や、福島国際研究教育機構の設立など福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業（被災地域地域間幹線系統確保維持事業）について、いまだ復興の途上である避難地域の現状を踏まえ、引き続き、中長期にわたり必要な予算を確保すること。

あわせて、避難地域市町村が実施するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の運行事業、さらには、新たな交通モードへの実証事業への支援についても、復興まちづくりの進展に応じ、被災者支援総合交付金等により必要な予算を確保すること。

(2) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業におけるバス購入補助の特例の継続

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の特例について、復興の現状を踏まえ、措置を継続すること。

(3) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置（激変緩和措置）の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、引き続き、避難者の生活の足を維持・確保できるよう継続すること。

32 JR只見線の継続的な運行

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、JR路線の上下分離方式の導入の先進事例として、地方路線の維持に加え、鉄道を軸にした地方創生の全国に先駆けた取組である。今後も日本一の「地方創生路線」として生活路線、観光路線、教育路線、産業路線で利活用され、何度でも乗りたい・訪れたいと思える路線・地域を創り上げるため、以下の内容について支援すること。

(1) 只見線の維持管理費に対する財政支援

上下分離方式の導入により、県と会津17市町村が毎年負担している維持管理に要する費用について、持続可能な地域公共交通モデルとして引き続き、安全で安定的な運行が確保されるよう、自治体に対する補助制度の創設や、特別な財政需要として地方交付税を措置するなど財政支援を講じること。

(2) 只見線の利活用促進に関する支援

鉄道を活用した地方創生モデルとして、福島県や地元自治体が行き組む利活用促進について、国においても地方誘客の観点から、海外旅行博や訪日観光プロモーションなど、様々な機会を活用して只見線をPRし、インバウンド等の誘客を支援すること。

33 厳しい経営状況にある交通事業者への財政支援等

【国土交通省】

(1) 地域公共交通事業者への支援

コロナ禍に係るライフスタイルの変化等による利用者の減少や、原油価格・物価高騰の影響により、地域公共交通事業者は、極めて厳しい経営を強いられているが、こうした中であっても、事業者が安定的に地域公共交通サービスを提供し、社会機能を維持できるよう、財政支援を拡充するとともに、補助事業について要件緩和等の見直しを行うこと。

(2) 地域公共交通事業者の人材確保・育成への支援

地域公共交通事業者における運転手等の人材不足がより一層顕著になっていることから、処遇や労働環境の改善を始め、規制緩和、資格・免許取得の支援、さらには業界のイメージアップなど、国において総合的な対策を講じること。

34 地域間幹線系統バスの確保・維持に向けた支援

【国土交通省】

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、必要な予算を確保するとともに、急激な人口減少やコロナ禍に係るライフスタイルの変化等による利用者の減少などを考慮し、輸送量等の補助要件について緩和措置を継続すること。

あわせて、バス専用道を有しているなどの特殊な事情により、運行経費以外の維持管理費を要している路線について、実情に応じた算出額となるよう、特例措置等を設けること。

また、いわき市など過去に大規模な市町村合併を行った自治体において、自治体内を運行する広域バス路線同等の長大路線について、交通事業者の負担軽減のため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金と同等の財政支援が受けられるよう、特例措置等を設けること。

35 第三セクター鉄道会社に対する補助事業等の予算確保

【国土交通省】

少子化・過疎化の進行に伴う長期的な人口減少等による利用者の減少、昨今のエネルギー価格の高騰、さらには、車両や施設の老朽化により、安全性確保のための設備投資や修繕費用が増加するなど、第三セクター鉄道会社は、これまで以上に厳しい経営を強いられている。このため、地域鉄道が安全で安定的に経営を維持していけるよう、施設整備、車両更新、車両検査等に対する鉄道施設総合安全対策事業や、地域一体となった持続可能な観光地域づくり推進事業等において、十分な予算を確保するとともに、補助率どおり全額交付すること。

36 ローカル鉄道の再構築に関する支援

【国土交通省】

JR各社による赤字路線の収支公表や、令和5年10月に施行した改正地域交通法により、ローカル鉄道の再構築に向けた議論が活発化しているが、全国的な鉄道ネットワークの在り方については、地方自治体に委ねるのではなく、国が日本全体の問題として捉え、地方路線の維持に向けて積極的に関与すること。

あわせて、地域公共交通再構築事業について、それぞれの地域の実情に応じ施設整備を始め、利用促進や実証事業、駅を中心としたまちづくり等に取り組むことができるよう、十分な予算の確保を図ること。

37 海外への情報発信等の取組に対する支援

【外務省、観光庁】

(1) 風評・風化対策に係る情報発信の強化・支援

今年5月30日現在で5の国・地域で福島県産食品の輸入規制が行われており、ALPS処理水の海洋放出後は、一部の国における輸入規制の強化が生じているなど、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っている一方、時間の経過とともに加速する風化の問題がある。

このことから、国においては、国内外における主要な国際会議、駐日外交団等に対する情報発信の機会の確保、外国人プレスの当県への招聘、飯倉公館等における福島県の復興状況や魅力を正しく発信する場の確保など、海外に向けた情報発信を一層強化すること。

また、国内外の政府関係者やメディア等に対する戦略的な広報・啓発活動を推進し、福島県に対する理解を深めるとともに、風評払拭及び風化防止に国を挙げて積極的に取り組むこと。

(2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を誘致・支援するとともに、国際会議参加者等による当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

38 外国人住民の相談対応に対する支援の拡充と継続

【出入国在留管理庁】

外国人住民の相談対応については、個々の自治体だけでの対応には困難な部分が多いことから、国の外国人在留支援センター等における在留相談の更なる周知を図るとともに、全国の地方公共団体の行政窓口を対象とした通訳支援事業を継続するなど、地方自治体における外国人住民への対応を支援すること。

また、今後、相当数の増加が見込まれる外国人材を円滑に受け入れ、地域で外国人住民が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、多言語による一元的相談窓口の新規開設希望があった場合に対応できるよう十分な予算を確保すること。

さらに、相談窓口の役割がますます重要になることが想定され、一つ一つの相談に丁寧に対応することが求められることから、窓口の安定的かつ継続的な運営に向けて、外国人住民数や相談件数の多寡によらず必要な予算を措置すること。

39 多文化共生社会の推進に対する支援

【文部科学省】

県内の外国人住民が増加し多国籍化する中、外国人住民が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の空白地帯の解消を図ることが求められており、更に、外国人住民が地域を支える一員となるためには日本語教育の質の向上に取り組む必要も出てくるなど、日本語教育環境の総合的な体制づくりが求められている。

当県では、「福島県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、日本語教育に関する取組を進めているところであり、個々の自治体だけの対応では、人材やノウハウ、財政等が不十分であることから、日本語教育を県内で展開するために必要な予算について継続的に確保すること。

40 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、文部科学省、環境省】

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための総合的な拠点として国の支援の下で整備・運営されており、開設以来、県と国が連携・協力し、放射線モニタリング、調査研究、情報収集・発信及び教育・研修・交流に係る取組を実施している。

引き続き、当センターにおける環境回復・創造に向けた取組を推進するため、以下の措置を講じること。

(1) 運営費の予算確保

当県においては、原子力災害が収束するまでの間、当センターにおける長期的かつ継続的な取組が必要であることから、令和9年度以降における運営費等について十分な予算を確保すること。

(2) 連携協力機関に係る予算確保

前例のない原子力災害からの環境回復・創造には、世界の英知を結集して取組を進めていく必要があり、当センターでの取組においては、日本原子力研究開発機構、国立環境研究所及び福島国際研究教育機構との連携協力が不可欠であることから、当該機関が継続的に取組を行うことができるよう、引き続き十分な予算を確保すること。

(3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

「コミュタン福島」は、当県の放射線等に関する正確な情報発信や児童・生徒等を対象とした環境教育を実施している施設であり、国が策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」においては、訪問を促進する施設として位置付けられている。

については、国としても、全国の教育関係機関等への「コミュタン福島」の周知を図るとともに、様々な機会を捉えて国内外に向けた情報発信に取り組むこと。

41 ふくしまグリーン復興構想の推進

【環境省】

当県の自然公園の利用者数は、震災等の影響から大幅に減少している。国と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向け、連携して取組を進めてきたが、震災前の水準までは回復していない。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島だからこそ、国内外から多くの方々に足を運びその魅力を体感していただくこと、また、自然の恵みを次世代に継承することが重要であることから、引き続き、取組を推進していくため、以下の措置を講じること。

(1) 国立・国定公園等の滞在環境等の上質化、情報発信等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想（第2期）」の着実な推進に向けては、当県の国立・国定公園等の魅力や滞在の満足度を高めることが重要であることから、滞在環境等の上質化に向けた通景伐採等の景観の改善や近自然工法による環境整備などに対する技術的・財政的支援を行うとともに、県や市町村と連携して、ロングトレイルの活用などによる周遊促進や自然公園等の魅力向上、更なる情報発信に取り組み、国内外からの誘客促進を図ること。

(2) 山の日全国大会福島県大会の開催に向けた支援

令和10年度の「山の日全国大会」福島県大会の開催に向けて、景観や歩道などの環境整備等を加速化する必要があることから、県、市町村へ技術的・財政的支援を行うこと。

(3) 自然環境整備交付金等の予算の確保

「ふくしまグリーン復興構想（第2期）」の推進や、山の日全国大会福島県大会の開催に向けて、福島県の優れた自然環境の保護と安全で快適な利用のため、維持管理に支障を来している老朽化した登山道や遊歩道施設について、自然環境整備交付金等の予算を十分に確保すること。

(4) 環境省直轄事業の確実な実施

本構想を推進するためには、環境省が行う直轄事業の確実な実施が必要不可欠であることから、利用拠点である集団施設地区や園地の整備、充実を図るとともに登山道などの再整備を計画的に実施すること。

また、平成16年12月27日付け通知「自然公園等事業の改革について」に基づき、国立公園の保護及び利用上重要な五色沼自然探勝路などの特別保護地区及び第1種特別地域内施設の直轄整備及び管理に取り組むこと。

(5) 越後三山只見国定公園の区域拡大

30by30の達成に向けて、越後三山只見国定公園の区域拡大に伴う、必要な周辺区域の調査等を計画的に行うこと。また、調査結果を踏まえて県が国定公園の区域見直しを行う際の公園区域指定作業等において、人的・技術的・財政的支援を行うこと。

42 鳥獣被害対策の推進

【環境省】

(1) 指定管理鳥獣対策事業に係る予算確保

原発事故による影響等により、生息域を拡大させているイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの被害防止を図るため、指定管理鳥獣対策事業により必要な捕獲及び調査ができるよう十分な予算を確保すること。

また、当県のツキノワグマは国から出荷制限の指示が出されていることを踏まえ、補助率については、イノシシやニホンジカと同様に嵩上げを行うこと。

(2) 指定管理鳥獣対策事業の柔軟な制度運用

指定管理鳥獣対策事業交付金事業において、市町村が切れ目のない対策を実施できるよう、申請・変更手続の簡素化や実績報告期限の見直しなど、柔軟な制度運用を行うこと。

(3) 尾瀬等におけるニホンジカ対策の強化

尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、核心地区における捕獲の一層の強化を図ること。

また、近年、磐梯朝日国立公園内においてもニホンジカが頻繁に目撃されるようになってきていることから、引き続き、被害状況やニホンジカの行動エリアについて調査を行い、被害防止対策を講じること。

43 ツキノワグマ被害防止対策の推進

【環境省】

全国的にクマによる被害が多発しており、当県においても令和7年度に人身被害や目撃の件数が過去最多となったことから、引き続き地方公共団体が被害防止対策を確実に進められるよう、国が一体となって、必要な予算を十分に確保するとともに、地方公共団体による対応だけでは困難な課題について、国が主体的に実効性のあるクマ被害対策を講じること。

また、ガバメントハンターについては、その確保・育成及び配置の支援を行うとともに、配置に係る人件費補助の期間を限定することなく継続的に支援すること。

さらに、国のクマ被害対策パッケージに基づく取組を確実に実行するとともに、関係省庁と連携して地方公共団体に対する技術的かつ財政的な支援を講じること。

44 生物多様性の推進

【環境省】

(1) 外来種の防除の推進

外来種の防除対策については、国において侵入の未然防止に向けた水際対策を徹底するとともに、国内発生時においては、国が積極的に発生・生息情報等を収集し、関係機関へ情報共有を行うこと。

また、特定外来生物防除等対策事業について、必要な予算を十分に確保するとともに、長期的に支援を継続すること。

(2) 希少動植物の保全の推進

希少動植物の保全のためには、その分布等を把握する調査事業が必須であることから、国内希少種以外のものについても、調査が実施できるよう、環境省の生物多様性保全推進事業の支援対象を広げること。

45 福島県における狩猟者確保支援等

【環境省】

(1) 狩猟者確保事業の財政支援

原発事故等の影響により、当県では浜通りを中心に、狩猟者の確保が困難となっていることから、当県の復興に向けて野生鳥獣対策が推進できるよう、当県の狩猟者確保事業について財政支援すること。

(2) イノシシ等の狩猟確保支援

原発事故後、生息域を拡大させているイノシシ及びニホンジカの個体数を抑えるには、指定管理鳥獣対策事業に加えて、狩猟捕獲の促進も重要であることから、当県のイノシシ等狩猟捕獲事業への財政支援を行うこと。

46 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進

【環境省】

(1) 規制基準の制定に向けた知見の集積

PFOS 及び PFOA の規制基準の制定に向け、公共用水域及び地下水等に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、知見の集積に努めること。

(2) 排出抑制策の提示

環境中で指針値を上回る PFOS 及び PFOA が検出された場合の排出源における排出抑制策を示すこと。

47 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の水環境保全

【環境省】

猪苗代湖・裏磐梯湖沼群において、生態系保全や気候変動への適応及び資源循環の視点を踏まえながら、ラムサール条約の柱の一つである「保全・再生」につながる水生植物の適切な管理による水質改善に中長期的に取り組むための財政支援を行うこと。

48 アスベスト飛散防止対策

【環境省】

(1) アスベストに係る事前調査や除去工事に係る支援制度の創設

大気汚染防止法の改正により規制対象が拡大され、建築物の所有者等が実施する事前調査や除去工事に係る費用負担が増加していることから、これらに対する国の支援制度を創設すること。

(2) アスベスト飛散防止対策業務に対する財政支援

規制対象の拡大に伴い、地方自治体において増大している立入検査等のアスベスト飛散防止対策業務に係る経費に対し、財政支援を行うこと。

49 廃棄物処理施設整備に係る財政支援

【環境省】

平成9年のダイオキシン類規制強化時に集中して整備・改修されたごみ焼却施設の老朽化が進み、当県ではごみ焼却施設の約7割が更新を検討している状況である。

この傾向は全国的なものであり、市町村等の循環型社会形成推進交付金の要望額が増大し、予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村の適正なごみ処理に支障を来たし、住民の生活環境に多大な影響を与えることから、当該交付金について市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

50 新幹線騒音対策の強化

【環境省、国土交通省】

(1) 新幹線鉄道騒音対策

新幹線沿線において、環境基準 70dB が達成されるよう、効果的かつ速やかな音源対策等について、国が主導的に取り組むこと。

(2) 低周波音に係る基準・評価方法の明確化

新幹線鉄道走行に伴う低周波音とみられる県民への被害が確認されていることから、早期に低周波音に係る測定・評価方法及び低減策を示すこと。

51 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設等に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

52 高齢者等の生活サポートの総合的提供

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域等においては、福祉・介護人材の確保が困難な状況が続いており、帰還した方々やこれから帰還を希望する方々に対する安定的なサービスの提供に向けた障壁となっている。加えて、避難の長期化による孤独・孤立の状態、高齢化の進行、避難指示解除区域等で生じる新たなニーズへの対応など、今後、復興のステージが進むにつれて顕在化する課題に対し、柔軟かつきめ細かに対応していくことが不可欠である。

地域の実情に応じて高齢者等の総合的な生活サポートを継続していくため、以下に記載した事業を始めとする事業の実施に当たり、人材確保策等を拡充するとともに、長期的かつ安定的に対応できるよう、県に基金を設置することにより必要な予算を十分に確保し、弾力的な運用を可能とすること。

(1) 被災地における福祉・介護人材確保事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の継続

福祉・介護人材の確保に向けた事業については、人材確保の成果が表れるまでに時間を要することから、継続して取り組む必要があり、安定的な予算を確保すること。

(2) 被災者見守り・相談支援事業の継続

復興公営住宅等での避難生活が長期化している避難者等に対し、今後も生活支援相談員による継続的な生活安定のための支援が必要であることから、令和9年度以降も安定的な予算を確保すること。

(3) 高齢者等サポート拠点運営事業等の継続

避難指示解除区域に設置される高齢者等サポート拠点の運営に関して、介護保険事業への移行など、介護サービスの提供体制が整備されるまでの間、必要かつ十分な財政支援を継続するとともに、移動支援等の地域での高齢者等の安心・安全な生活のサポートを継続支援すること。

53 福島介護再生臨時特例補助金事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除後に住民の帰還に先んじて再開した施設は、福祉・介護人材が十分確保できず、サービスの利用者も少ないことから、施設を全面稼働できないなど、厳しい経営状況にある。

帰還した方々や帰還を希望する方々にサービスを安定的に提供できるよう、避難指示解除区域等で運営を再開している介護保険施設や、訪問サービスを実施する事業所に対する財政支援を継続すること。

54 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

【厚生労働省】

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、令和5年度から順次見直しが始まっている。

国においては、対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに、今後、見直しについて検討される帰還困難区域又は特定帰還居住区域に居住していた住民の保険料等の減免や、市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向をしっかりと踏まえた上で対応すること。

55 県民健康調査の安定的な実施に向けた支援の継続

【環境省】

県民健康調査への継続的な支援や放射線による健康への影響に対する住民の不安の緩和・解消のため、長期的な支援体制が必要不可欠であることから、国において、以下の措置を講じること。

(1) 県民健康調査の実施に係る支援体制の継続

令和9年3月末までの時限的な措置とされる環境省環境保健部放射線健康管理担当参事官室を継続して設置するなど、当県の特事情を踏まえた支援体制を維持すること。

(2) 県民健康調査甲状腺検査サポート事業に係る確実な財源措置

県民健康調査甲状腺検査後に生じた経済的負担に対して行う支援について、引き続き安定的かつ十分な財源を確保すること。

56 医師確保への支援

【厚生労働省】

東日本大震災と原発事故からの復興に伴い日々新たに増えている課題に対処していく必要があるほか、県土の多くを過疎・中山間地が占めている当県において、県民が安心して医療を享受できるよう医療提供体制の確保を図っていく必要がある。

特に、避難地域のある相双医療圏においては、医師数が大震災以前の水準まで回復しておらず、今後の住民の帰還や医療提供体制の推移等を見据え、引き続き、県内全域において医師を確保することにより、避難地域へ医師を配置していかなければならない。

また、当県の県総合計画において、令和12年度時点の目標医師数を4,518名(令和6年度から356名確保)としており、更なる医師確保対策に取り組んでいく必要がある。

当県が対応できる医師の確保対策には一定の限度があることから、国は以下の措置を講じること。

(1) 医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージの着実な取組

医師偏在是正対策の実効性を高めるためにも、取りまとめられた取組を着実に実施すること。

そのため、地域偏在対策における経済的インセンティブについて、医師派遣に係る支援事業や、診療所の承継・開業支援事業など各施策に必要な財源を確保すること。

なお、医師手当事業の具体的な制度設計に当たっては、都道府県と協議を行うとともに、都道府県や医療機関等の事務負担の軽減を図るほか、医師手当の財源については、一般保険料として徴収されることから、被保険者にとって過大な負担とならないよう配慮するとともに、都道府県や保険者が理解・納得して議論を進め、制度について理解が得られるよう、国による十分な周知・広報を行うこと。

(2) 医師確保対策への更なる財政支援

福島県医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、地域医療介護総合確保基金の増額・重点配分や補助率の嵩上げなど、更なる財政支援を行うこと。

(3) 医師の働き方改革等への支援

勤務環境の整備や医師以外の医療従事者も含めたタスクシフトへの支援などの対策を国において引き続き行うこと。

また、医療機関の業務効率化・職場環境改善の推進に当たっては、その取組を継続的に支援するとともに、医療勤務環境改善支援センターの体制拡充・機能強化が重要であることから、財政面での支援や技術的支援を強化すること。

57 福島県立医科大学医学部定員増の継続

【文部科学省、厚生労働省】

当県においては、原子力災害等の影響により医療提供体制がより深刻な状況であるほか、厚生労働省が令和8年4月に示した医師偏在指標では全国39位で「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として厳しい状況が続いている。

令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員の枠組みについては、令和7年12月4日付け文部科学省高等教育局長、厚生労働省医政局長連名通知において、令和8年度末の期限を1年間延長するとされていることから、引き続き福島県立医科大学医学部の臨時定員増の現在の規模を維持すること。

また、当県の医師数が全国水準となるまでは、同大学医学部の臨時定員増を現在の規模のまま継続すること。

58 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急減が見込まれる2040年を見据え、医療と介護の連携やこれらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

医師少数県に位置付けられている当県が実施する医師の確保・偏在対策や、看護師等の医療従事者確保の取組に対し、重点的に配分を行うとともに、介護人材の安定的な確保に対しても、十分な財源を確保すること。

また、業務効率化・勤務環境改善に関する区分の創設に伴い新たに生じる地方負担を軽減する支援を行うとともに、確実な事業執行に向けて必要額を確保すること。

なお、支援を要する取組が増加していることに加え、物価高騰による影響も踏まえ、所要額満額を交付し、地域の実情に応じた取組が確実に行えるよう、必要な財源を確保すること。

さらに、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手する状況であり、事業実施に支障を来していることから、事業期間の十分な確保と効果的な実施のため、第1四半期中に事業着手が可能となるよう、交付手続きの迅速化を図るとともに、個別の状況に柔軟に対応できるよう、区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとすること。

59 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額調整措置の廃止

【厚生労働省】

地方単独事業により現物給付による医療費助成を実施した場合の国保の国庫負担金の減額調整措置について、「こども未来戦略」において、こども医療費分は廃止されたが、重度心身障害者やひとり親家庭等に対する減額調整措置も廃止すること。

60 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

国保改革に係る国費の追加財政支援(約3,400億円)について、都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため、令和9年度以降も着実に実施すること。

61 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充

【厚生労働省】

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置については、令和7年度に対象となる子どもの範囲を高校生世代まで拡充する方向性が示されたが、その軽減額は5割とされているため、子育て支援の観点から、軽減割合の拡充を図ること。

また、県及び市町村の負担増に対し、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

62 電子カルテ情報共有サービスの費用負担

【厚生労働省】

電子カルテ情報共有サービスの費用負担について、その効果を実感できる程度に制度が普及するまでの間は、保険者に対し特段の配慮を行うとともに、医療DXに関する組織や様々なシステム構築・運用等における費用負担について、負担の在り方の全体像を示した上で、関係者と丁寧に調整しながら検討を進めること。

63 包括的な支援体制の整備に係る確実な財源措置

【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備のために、市町村が実施する「重層的支援体制整備事業」及び県が実施する「包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業」については、将来的な事業実施市町村の拡大を見据え、地方自治体の創意工夫による取組を支援するため、県及び市町村に新たな財政的負担が生じないように、令和9年度以降も国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を講じること。

また、「重層的支援体制整備事業」については、市町村が柔軟かつ弾力的に活用できるよう対象要件を緩和すること。

64 福祉人材の更なる処遇改善

【厚生労働省】

団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎え、介護を必要とする方に持続的に介護サービスを提供するためには人材の確保・定着が不可欠であるが、他産業に比べ福祉・介護職の賃上げが十分に進んでいないことから、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、処遇改善加算等の効果を検証し適切に制度設計するなど、介護事業所で働く全ての従事者の更なる処遇改善を図ること。

また、介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

65 地域生活支援事業費等に係る財源措置

【厚生労働省】

障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活を営むためには、安定した福祉サービスの提供が不可欠であることから、国において以下の措置を講じること。

(1) 地域生活支援事業に係る財源措置

地域生活支援事業については、昨今、補助金交付額が補助上限の6割程度にとどまり、事業規模の縮小等を検討せざるを得ない状況が続いていることから、障がい者が安定した福祉サービスの提供を受けられることができるよう、各自治体の所要額調査等を行った上で交付額を決定するなど、十分な財源措置を講じること。

(2) 中途失明者緊急生活訓練事業への財政支援

当県が実施する中途失明者緊急生活訓練事業については、中途失明者が地域において継続して日常生活や社会生活を営むために必要不可欠な事業であり、これまで、特別促進事業を活用し、県が直接事業を実施してきたが、令和8年度以降は当該事業での協議が行われず、また地域生活支援事業の他のメニューにおいては補助対象経費が委託料のみに限定されているところである。

当県においては、県内に受託できる団体がおらず、県が継続して事業実施主体となる必要があることから、自治体の実情を踏まえ、県が事業実施主体となる場合でも補助の対象とすること。

66 農福連携への支援

【厚生労働省】

障がい者が地域で自立した生活を実現するためには、障がい者の働く場の提供と工賃向上を図ることや一般就労を支援することが求められる。それらに大きく貢献している農福連携事業について、施設外就労コーディネーターの活動を支援する工賃向上計画支援等事業特別事業の補助率が下がり、事業の継続が困難になっていることから、従前の補助率に引き上げるとともに、必要な事業が行えるよう十分な予算額を確保すること。

67 がん対策の充実

【厚生労働省】

がんは当県においても死因の第1位で、約4人に1人ががんで亡くなっており、がんの死亡率の低下はもとより、適切な「がん予防」と、「がんと共生」に向けた支援に取り組んでいく必要がある。

がんの予防・早期発見を推進する上では、HPVワクチンの積極的な接種勧奨の周知も含めたがんに関する知識の普及啓発、たばこ対策、検診受診率の向上のための施策、検診を実施する医療機関の体制整備が重要である。

また、患者のがんと共生する上で治療と就労や社会参加の両立が課題である。そのためには治療に伴う外見の変化に対して患者のストレスを軽減する必要があるが、がん治療に係る費用に加え、ウィッグや人工乳房などの補整具を購入すると経済的な負担が大きくなる。

さらに、がん患者が住み慣れた生活の場で療養生活を送れるようにすることも課題であるが、20歳以上40歳未満の患者は介護保険制度の在宅支援を受けることができず、終末期の在宅療養が困難な状況にある。

については、国は以下の措置を講じること。

(1) 職域のがん検診の制度化

がん検診受診率向上のため、職域におけるがん検診の実施主体を明確にし、対象者数や受診率などの実態を地方自治体が把握できるよう制度化すること。また、地方自治体が受診率を把握するための技術的助言に努めるとともに、必要な財源措置を講じること。

(2) 子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率向上への支援

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」におけるクーポン券等配布事業の対象を拡大すること。

また、HPV検査単独法については、各自治体の取組で生じた疑義や課題に対し、専門的・技術的支援を行うとともに、運用上の課題を整理し、精度管理を始め、安全で効果的な実施体制の整備に取り組むほか、継続した財源措置を講じること。

(3) HPVワクチン接種の推進

HPVワクチンの積極的な接種勧奨を実施していくに当たって、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うとともに、HPVワクチンに関する知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

また、男性に対する定期接種化の方針についても速やかに結論を示すこと。

(4) 都道府県のがん予防施策への支援

がん検診の受診率低下が課題となっており、市町村への支援強化が求められていることから、都道府県が地域の実情に応じたがん予防・がん検診受診促進施策を積極的に実施できるよう「都道府県健康対策推進事業」の柔軟な運用、財政的支援を拡充すること。

(5) たばこ対策の充実

受動喫煙防止対策の制度について国民へ十分な理解促進を図るとともに、制度運用及び禁煙支援に関する技術的助言に努めること。

(6) アピアランスケアに対する助成制度の創設

がん患者の治療・就労や社会参加の両立を支援するため、患者ニーズの高いウィッグ等の補整具購入に対する助成制度を創設すること。

(7) 20歳から40歳未満のがん患者等の療養生活に対する支援制度の創設

20歳から40歳未満のがん患者や、18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないがん患者について、患者や家族の経済的負担を軽減しながら地域社会で療養生活を送ることができるよう、当該世代に対する医療費助成や介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

68 新たな感染症危機に備えた体制整備への支援

【内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省】

新興感染症の発生・まん延時に機動的に対応する医療提供体制を構築し、維持していくことができるよう、施設・設備整備を行う医療機関への補助や個人防護具等の備蓄、感染症に対応できる人材の養成・確保するための研修・訓練など、感染症危機に備えた体制整備への技術的支援及び財政支援を継続・拡充すること。

また、新興感染症への初動対応期における医療提供体制を安定的に維持できるよう、感染症指定医療機関の運営に対する補助については、十分な予算を継続して確保すること。

さらに、感染症法に基づき、県が平時から負担することとなる流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用についても財政支援を行うこと。

69 少子化対策（結婚支援）への財政支援

【こども家庭庁】

(1) 国における「結婚・子育て幸せキャンペーン」（若い世代のライフデザインに関する情報発信の後継事業）の継続的な実施

国民の価値観が多様化する中、それぞれの考えを尊重しながら、若者が結婚や子育てに積極的に向き合えるよう、その幸福感を発信するとともに、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の理解を深めるための実行性のある情報発信に積極的に取り組むこと。

(2) 結婚支援事業への財政支援の継続

当県の少子化の現状は、令和6年の出生数、合計特殊出生率、婚姻件数いずれも過去最少となるなど、危機的な状況であることから、県、市町村等が地域の実情に応じて主体的に取り組む結婚支援にかかる重要な財源である地域少子化対策重点推進交付金については、都道府県、市町村等の地方自治体が積極的に活用できるよう、交付要件等を緩和するとともに、長期的かつ安定的に十分な予算を確保すること。

70 保育士の配置基準の見直し、処遇改善、魅力のPR及び保育人材の確保に向けた財政支援

【こども家庭庁】

令和5年12月の「こども未来戦略」の策定を受け、令和7年4月以降に1歳児の保育士配置基準が6対1から5対1へ改善されることになっているため、確実に実施すること。

また、こども誰でも通園制度の本格実施等により、更なる人材不足が懸念されることから、公定価格の底上げを図るなど保育士の給与改善を更に進めるよう、国が責任をもって対処するとともに、保育が若者から魅力ある仕事として評価され、選択されるよう、PRに努めること。

さらに、自治体が行う保育人材確保の取組に対し、継続的な財政支援を図ること。

71 保育人材確保等に必要な措置を総合的に講じるための財政支援

【こども家庭庁】

子どもを安心して育てることができる環境づくりに向けて、県及び市町村は保育対策総合支援事業費補助金を活用し、計画的に保育人材確保等に取り組んでおり、当該補助金については、安定的かつ十分な予算を確保すること。

72 就学前教育・保育施設の整備に関する財源確保

【こども家庭庁】

就学前教育・保育施設の整備については、自治体の整備計画に支障をきたさないよう、就学前教育・保育施設整備交付金について十分な予算を確保し、財政支援を行うこと。

また、認定こども園の施設整備においては、同じ施設でありながら保育所部分と教育部分で補助基準が異なっており、県及び市町村の事務執行に支障をきたしていることから、教育部分の補助率を保育部分と同一にするとともに、事務負担軽減につながるよう、制度を一元化すること。

73 放課後児童クラブの整備・運営と職員の処遇改善等に向けた、現場に即した制度設計と財政支援

【こども家庭庁】

放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や人員確保など、放課後児童クラブの安定的な運営に向けた財政支援の充実・強化を図ること。

また、放課後児童支援員等の更なる処遇改善に向け、補助の活用要件を緩和するなど、現場で活用しやすい制度へ改善するとともに、運営費補助単価の拡充及び補助率の引き上げを行うこと。

74 0歳児から2歳児の保育料の無償化及び放課後児童クラブの利用料の負担軽減

【こども家庭庁】

子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく子育て家庭を支援するため、保育料の無償化の対象を0歳児から2歳児まで拡大し、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料について負担軽減策を講じること。

75 避難地域等における教育・保育環境の充実

【こども家庭庁、復興庁】

原子力災害による避難地域における教育・保育施設については、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育の環境を整備することが求められていることから、引き続き、整備に必要となる予算を十分確保すること。

また、子育て世代の帰還を促すため、市町村が特色ある施設整備ができるよう効果促進事業の枠組みを継続すること。

76 こども誰でも通園制度の円滑な実施に向けたPRと財政支援 【こども家庭庁】

こども誰でも通園制度については、市町村や施設が制度を円滑に実施し、安定して運営できるよう、利用者の増加に向けて積極的に広報を行うとともに、実施施設での受入体制に係る基礎的な給付を創設するなど、財政支援を強化すること。

77 母子の健康支援

【環境省】

東日本大震災と原発事故当時、中高生であった県民等が妊娠・出産・子育てを行う世代となっており、生まれてくるこどもへの放射線の健康影響等の不安に対応するため、母子の健康支援を継続して実施できるよう、予算を確保すること。

78 子どもの心のケア事業の継続

【こども家庭庁、復興庁】

東日本大震災と原発事故の影響により、当県の多くのこどもたちが県内外に避難し、心身の健康・生活面の負担を強いられてきた。

当県では、こうした状況に対応するため、「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、こどもの心の中長期的に見守りながら、不安を抱えるこどもや家庭への支援に取り組んでいるところである。

災害から15年が経過し、当時こどもであった世代が、子育て世代となり、様々な不安を抱えながら、子育てを行っている親も存在するようになってきている。

特に、避難地域においては、帰還や移住等により、新たなコミュニティが形成されていくことに伴い、こどもや家庭をとりまく環境が日々変化し、ストレスや不安を抱えやすい状況にあることから、継続した支援が強く求められている。

さらに、「ふくしま子どもの心のケアセンター」等による専門的なアセスメントや助言をいかすため、地域の支援者のスキル向上や連携強化を図る取組も必要となってきた。

については、こどもたちの健やかな成長のため、地域においてこどもや家庭を支える体制が整えられるよう支援するとともに、当県が「ふくしま子どもの心のケアセンター」を継続して運営できるよう必要な予算を確保すること。

79 ひとり親家庭等への支援策の充実

【こども家庭庁】

(1) 生活基盤の強化

物価高騰など社会経済の影響を受けやすいひとり親家庭に対し、児童扶養手当の更なる増額や住宅支援など、生活基盤を確保するための支援を強化すること。

(2) ひとり親家庭の医療費助成制度の創設

経済的に不安定な状態にあるひとり親家庭が、安心して医療機関を受診することができるよう、国においてひとり親家庭の医療費助成制度を創設すること。

(3) 児童扶養手当の一部支給停止の廃止

支給開始から5年等満了後に手当額の1/2を支給停止とする「一部支給停止」の取扱いは、支給対象者の困窮化を招くことはもとより、支給停止及び支給停止の除外に係る事務が煩雑であり、受給資格者及び支給機関の双方の負担が大きいことから、廃止すること。

(4) こどもの学習支援

こどもの学習支援について、ひとり親などの家庭の事情にかかわらず、学校外で自由に学ぶ機会を得られる制度を創設すること。

80 すべてのこどもを対象とした医療費助成制度の創設

【こども家庭庁】

安心してこどもを生き育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国においてすべてのこどもを対象にした医療費助成制度を創設すること。

V 商工労働・観光交流

81 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

【復興庁、中小企業庁】

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の解除に伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和9年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

82 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害で被害を受けた中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金の自己負担部分に利用できる当貸付金についても、補助金と連動した予算措置を行うこと。

83 東日本大震災復興緊急保証の継続

【中小企業庁】

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を令和9年度以降も継続して実施すること。

84 特定地域中小企業特別資金の継続

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を令和9年度以降も継続すること。

85 放射線量測定指導・助言事業の継続

【復興庁、経済産業省】

福島県内企業に対する風評被害は未だ収まっておらず、現在も企業から、工業製品の放射線量測定、指導及び助言の需要が依然としてあることから、国において実施している工業製品の放射線量の測定指導・助言事業について、関係機関等の意見を踏まえながら令和9年度以降も継続していくとともに十分な予算確保を行うこと。

86 知的財産戦略の推進

【復興庁、特許庁】

知財の創造、保護及び活用によりイノベーションを力強く創出し、知財が新たな知財を生む好循環「知的創造サイクル」を確立するため、知的財産に関する相談窓口の設置や専門家の配置、普及啓発セミナーの開催などの取組を行うこと。

また、浜通り地域等における特許料及び国際出願に係る手数料等の特例措置を継続するとともに、原子力災害からの復興・再生を実現する創造的復興の中核拠点となるF-R-E-Iとの連携による産業集積に向けた取組を推進すること。

87 商業機能の回復に向けた支援

【復興庁、経済産業省】

住民生活を支える商業機能の回復を支援し、住民の自立・帰還等を促進するため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（商業施設等立地支援事業）については、令和9年度以降も現行スキームの下での制度の継続と十分な予算を確保すること。

(1) 「技能者育成資金融資制度」の更なる改善

当県産業人材を幅広く育成・確保するため、公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）の訓練生を対象に、大学等の学生と同等の給付型奨学金制度を創設すること。

また、「技能者育成資金融資制度」の更なる金利の引き下げや融資金額の増額、手続きの簡素化など改善を講じること。

(2) 技能検定受検手数料の若年減免制度の復活

技能検定制度について、国が定める標準的な手数料を物価情勢等に応じて見直すとともに、令和4年度、令和6年度と相次いで縮小変更されている若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置に係る国の補助対象範囲・額を、令和3年度まで対象としていた「2級・3級の実技試験を受検する35歳未満の全ての受検者へ9,000円を補助」に復元・拡充し、技能の振興の継承に対する施策の充実を図ること。

(3) 離職者等再就職訓練の訓練実施経費単価の上乗せ

物価や人件費の高騰により、現在国が示している訓練実施経費単価と必要経費との乖離が見られ、訓練実施施設の運営に支障が生じている。この状況が続いた場合、訓練を受託する事業所が減少し、求職者への職業訓練の機会を提供できなくなる恐れがあるため、現行の訓練実施経費単価を物価・賃金水準に合わせて引き上げること。

(4) 職業能力開発施設における訓練施設・設備への財政支援

職業能力開発施設において、施設や機器が著しく劣化しており、訓練施設としての機能はもとより、安全性、ジェンダーに配慮した整備が迫られている中、計画的な整備に向けて、職業能力開発校設備整備等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の補助率を引き上げるなど予算措置を行うこと。

89 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援 【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁、経済産業省】

(1) 廃炉に係る風評対策

A L P S 処理水の処分や燃料デブリの取り出し等による新たな風評への懸念もあることから、観光事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組等を継続して実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が発災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない中、復興に向け果敢にチャレンジする方々との対話などを通して自分自身で考えることにより成長できる「新しい学びの旅」ホープツーリズムの拡充やサイクルツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育み交流人口を拡大する必要があるため、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭に向けた観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対する風評払拭のための取組に加え、A L P S 処理水の処分や燃料デブリの取り出し等による新たな風評への懸念を踏まえて当県が行う観光コンテンツ造成や情報発信等、福島ならではの観光誘客の取組等に十分な予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

発災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組のための十分な予算を確保すること。

(5) インバウンド回復への支援

発災後、全国の水準に達していないインバウンド需要について、台湾やタイ、ベトナム及び欧米豪など海外からの誘客強化のための十分な予算を確保すること。

(6) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会となることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

また、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

(7) ナショナルサイクルルートへの指定

浜通り地域等のサイクルツーリズムの推進に向け、「ふくしま浜通りサイクルルート」がナショナルサイクルルートへ指定されることを目指しているところであり、こうした当県の復興に関する取組を推進すること。

90 浜通り地域等への交流人口・消費拡大に係る支援

【復興庁、経済産業省】

多様な地域課題解決のための施策や、誘客コンテンツ開発、広域マーケティングに係る支援、サイクルツーリズムの推進により、浜通り地域等への交流人口・関係人口の流れを生み出すとともに、自治体等の意見を踏まえながら、交流人口拡大に向けた取組を推進するためのアクションプランを着実に進めること。

91 地方空港路線の維持・拡大のための国内航空会社等に対する 財政支援

【内閣府、国土交通省】

世界的な物価高、円安の影響による燃料高騰や人材不足など、航空会社等を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際定期路線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として国内航空会社や空港運営を担う事業者への支援を講じており、国内航空会社の経営状況に関してはコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、安定した経営状況の維持のため、今後も国内航空会社等に対しての継続的な支援が必要である。

このため、国は、厳しい経営環境の続く国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助、グランドハンドリングなどの空港運営を担う事業者への支援、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助を行うなど必要な措置を講じること。

92 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

【外務省、観光庁】

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により15年以上運休している。

そのような中当県は、令和6年1月から運航している台湾との連続チャーター便の効果もあり、観光庁の宿泊統計調査において外国人宿泊者数は過去最多を更新している状況であるが、今後より多くの方に復興が進む福島の姿を直接見ていただくとともに、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

93 福島空港の防災拠点等への位置づけ

【内閣府、総務省、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

VI 農林水産業

94 第3期復興・創生期間以降の農林水産業の復興に向けた支援 【復興庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、外務省】

東日本大震災及び原子力災害から15年が経過し、当県の農林水産業は着実に復興への歩みを進めているものの、地域によって復興の進捗は大きく異なり、多くの課題が残っていることから、これまでの成果を踏まえつつ、第3期復興・創生期間以降においても粘り強い取組が必要である。

これらの課題を解決し、当県農林水産業が再び基幹産業として持続的に発展していくため、風評払拭と農業・森林林業・水産業の復興を柱とした力強い支援が不可欠であることから、必要な財源を確保し、国の社会的責任により取組を推進すること。

(1) 風評の払拭に向けた総合的かつ戦略的な対策の強化

風評の完全払拭に向け、国による流通実態調査や輸入規制撤廃の働き掛けなどを継続するとともに、県内全域において生産から流通・販売段階までの一体的な取組を通じた県産農林水産物のブランド力強化など、消費者及び実需者に高い効果を発揮する「選ばれる福島県産農林水産物の取組」を支援すること。

また、これらの取組は、避難地域12市町村における農業の復興を力強く後押しするとともに、産地競争力を強化し、広域的な産地形成及び農業の持続的な発展の実現に直結することから、国として継続的かつ強力に支援すること。

(2) 農業の復興・創生の加速化に向けた支援

「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」の実現に向け、営農再開はもとより、地域により異なる復興のステージに応じて、広域的な産地形成を着実に進め、再開した農地での生産と経営を持続的なものとする必要がある。

このため、土地利用型作物や収益性の高い園芸作物などの産地形成、多様な担い手の確保・育成・定着、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化、試験研究による超省力自動化技術や安定生産を可能とする技術の確立と導入推進等とともに、これらに適応した施設や地域の実情に応じたほ場等の生産基盤の整備などの、ソフト対策とハード対策を一体的に推進できるよう、基金化などの弾力的な支援を行うこと。

(3) 森林・林業の再生に向けた支援

福島県農林水産業振興計画の目標実現に向けた生業再開に向け、帰還困難区域を含む放射性物質の影響を受けた森林の再生及び森林所有者等が行う計画的な森林整備の推進や、栽培きのこ生産量が震災前の水準に回復し、安定した生業となるよう継続した支援が必要である。

このことから、森林・林業の再生に向けた取組を推進するため、事業を大括り化し効率的、弾力的かつ安定的な支援を行うこと。

(4) 水産業の再生に向けた長期的な取組支援

水産業の再生及び生業の継続に向け、生産回復や県産水産物の販路拡大、消費者の理解促進を推進する取組を支援すること。

また、ALPS処理水の海洋放出をはじめ廃炉は長期間にわたる取組であり、引き続き本格的な操業に向け、長期的な視点に立ち必要な取組を推進・支援すること。

95 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省、林野庁、水産庁】

食料安全保障の強化に向けては、国と地方が一体となって食料の自給率・自給力の向上を図ることが重要であり、全国有数の耕地面積を有する当県の役割は高まっている。

(1) 農林水産業における物価高騰対策の充実・強化

燃油・資材等の高騰に対する農林漁業者等への支援継続に加え、安定的な調達・供給に向けた取組を強化するとともに、再生産に配慮した適正な価格形成の仕組みの早期実現のため、消費者や実需者等への理解醸成を図ること。

(2) 国内生産の増大と利用の拡大

輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物などの水田等を有効活用した生産拡大、園芸・畜産を含めた生産基盤整備、近年増加している局所的で甚大な気象災害からの産地復興の取組を支援し、国産農林水産物の生産増大と消費拡大を推進すること。

(3) 農林水産業の持続的な発展に向けた支援の強化

多様な人材を農山漁村に呼び込みながら、就業希望者等が農林水産業を職業として選択し、安定的経営を展開できるよう農林水産業の担い手の確保・育成に必要な予算を十分に確保するとともに、スマート技術等を活用した営農や気候変動に適応した取組など、持続可能な農林水産業の実現に向けた支援を強化すること。

96 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【復興庁、外務省、農林水産省、水産庁、経済産業省】

原子力災害からの復興は着実に進んでいるものの、当県産農林水産物は市場における評価や価格の面で、依然として厳しい状況に置かれている。価格差は一部を除き震災前のポジションに戻らないまま固定化しており、農業産出額は米の価格上昇の影響もあり回復が見られるものの、全国平均の伸び率と比較すると低い状況にある上、一部の国・地域においては輸入規制が継続されており、風評はいまだ根強く残っている。

また、他の産地ではブランド力向上等により産地競争力を高めてきた中、当県は復旧・復興に全力を注いできたため、産地競争力強化の取組を十分に進められなかった。

特に、避難地域 12 市町村では営農再開が進む一方で、品質や収量の安定確保、生産・出荷体制、販路の確保などが課題として残っており、これらが市場評価等に影響を及ぼしている。

このため、地域の営農継続と産地形成を支えるためにも、県全域で立ち後れているブランド力の強化に取り組む必要がある。

今後は、「地域の農林水産業の持続的発展」へ向け、安全・安心の確保と信頼回復はもとより、強みのある品目による牽引を含めたブランド力強化など、生産から流通・販売段階まで一体的な取組により、産地としての競争力を高めていく必要がある。

こうした取組に対して必要な財源を確保し、「選ばれる福島県産農林水産物の取組」を支援するとともに、国内外の風評・輸入規制への対応について、国が前面に立って取り組むこと。

(1) 産地競争力の強化及びリスクコミュニケーションの推進

放射性物質検査等による安全・安心の確保や、消費者や実需者に向けた科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションなど信頼回復に向けた取組はもとより、市場ニーズに基づく戦略的な販路回復・拡大及びそれに応える生産体制の構築・強化、そのための超省力自動化技術や安定生産を可能とする技術の開発・実証と導入推進等に向け、第3期復興・創生期間においても十分な予算を確保すること。

(2) 国が前面に立った農林水産物の風評対策

国による流通実態調査を継続するとともに、当県産農林水産物の販売不振の実態と要因について国が直接把握し、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

(3) 輸入規制撤廃に向けた働き掛けの強化

輸入規制を継続する国・地域に向け、あらゆる機会を捉えた働き掛けや、食の安全確保に関する正確な情報の発信等、国を挙げて輸入規制の完全撤廃に取り組むこと。

(4) 県産農林水産物風評払拭施策への柔軟な対応

これまで一定の成果を挙げているものの、施策の進展などに伴い生じる状況の変化に的確に対応し、より効果的な施策を講じるためにも、既存施策の必要な見直しや新たな取組に対し必要な予算措置を柔軟に講じること。

97 農業の復興・創生の加速化に向けた総合的な支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 複数事業を統合した交付金制度の十分な予算措置

新たな交付金制度創設にあたり、避難地域12市町村における農業の復興・創生に向け、営農再開の加速化と広域的な産地形成を推進するため、地域の実情に応じたソフト対策とハード対策を一体的かつ機動的に実施できるよう、基金化等の弾力的な運用を可能とすること。

あわせて、各事業が果たしてきた役割を維持しながら事業の継続性と計画的な実施が可能となるよう、安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 復興段階に応じた柔軟な事業運用の確保等

地域ごとの復興段階や実情に応じて切れ目なく事業展開が図られるよう、交付対象や事業内容について柔軟な運用を可能とすること。

また、状況の変化等により新たな事業の必要性が生じた場合にも対応できるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 交付金に係る審査方法の簡素化・迅速化

現場の事務負担を軽減し、事業を円滑かつ迅速に推進するため、事業計画に係る審査方法や申請書類を含む手続き等の簡素化などを図るとともに、県の裁量を尊重した運用とし、そのための事務経費等を確保すること。

98 特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域（特定帰還居住区域含む）における農業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省】

(1) 特定帰還居住区域における営農再開に向けた支援

営農意向のある帰還住民が帰還後の生活再建のため、帰還と同時に安心して営農再開できるよう、営農の進め方について早急に方針を示し、必要な対応を進める。

その際、地域の状況や帰還住民の意向等を踏まえ、持続的に営農ができるよう必要な支援策を講ずるとともに、営農再開に至るまでのプロセスにおいて生じる市町村等の負担軽減を考慮すること。

また、当該区域については、震災後、手つかずの状態が続いていることから、既に避難指示が解除されている区域以上に営農に係る環境整備に多くの課題を抱えていることに加え、避難指示解除される区域が細かな単位となることにより、営農再開後の農地の維持管理体制等の構築や関係団体等の負担が増大する懸念があるなどの実情を踏まえ、省庁間での連携を密にしながらか検討を進めること。

(2) 帰還困難区域における農業の再生

福島復興再生基本方針において「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」としていることを踏まえ、帰還困難区域に位置する農地の特定帰還居住区域への柔軟な編入など、地域として面的な解除を含め、引き続き地元の意向を丁寧に把握し、検討を進めること。

99 6次産業化推進に向けた予算の確保

【農林水産省】

6次産業化に関わる新たな担い手の育成、売れる商品づくりのサポート、農林漁業者と他の多様な業種との連携体制の構築、施設や機械の整備等を一体的に支援する仕組み作りが必要であることから、これらの取組を総合的に支援できる十分な予算を確保すること。

100 避難地域における農業の復興・創生に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」の実現に向けた支援の強化

避難地域の農業の復興・創生を果たすためには、広域的な産地形成を進めながら、多様な担い手による儲かる農業を実現させていく必要があるため、新たな交付金制度創設にあたり、「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」の実現に向け、十分な財源を確保するとともに、研究・技術開発や農地集積・集約化を含め、ハード対策とソフト対策を一体的かつ機動的に実施できるよう、基金化等の弾力的な支援を可能とすること。

(2) 営農再開関連事業の予算確保

避難地域の営農再開の加速化と市町村域を越えた広域的な産地形成に向け、新たな交付金制度の創設にあたり、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業について、令和9年度以降も十分な財源を確保すること。

令和8年度から避難指示の解除が始まる特定帰還居住区域について、区域毎の解除時期を見据え、営農再開に向けた十分な財源を確保すること。

101 福島国際研究教育機構関連事業の継続

【復興庁、農林水産省】

避難地域等の農林水産業の本格的な復興・創生に向けて、福島国際研究教育機構が、創造的復興の中核拠点としての役割を担いつつ、県や大学等の研究機関や民間企業とともに福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真で示した目指す姿を実現していくため、避難地域等の農林水産業の課題に応じた速やかな技術開発と社会実装を行うための十分な予算を確保すること。

102 放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援の継続

【復興庁、農林水産省】

科学的裏付けに基づく安全な農林水産物の生産を継続するため、第3期復興・創生期間における放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援を継続するとともに、中長期的に予算を確保すること。

【必要な取組】

- ・ 特定復興再生拠点区域等の農地における放射性物質の挙動把握、安全な農産物を生産するためのカリ含量を適正水準に維持する技術の確立等
- ・ 汚染されたコナラをきのこ原木用として利用するための吸収抑制技術の確立
- ・ 廃炉作業及びALPS処理水の放出が長期にわたり続く中、水産物への影響を確認し、安全性を科学的に証明するための放射性物質濃度の継続的な調査及び推移予測技術の確立等

103 地域計画の見直し及び計画の実現等に向けた支援に係る予算確保及び制度改善

【復興庁、農林水産省】

(1) 地域計画の見直しに対する支援

地域計画の実現に向けて、計画の見直しが適切に行われるよう、市町村・農業委員会の人件費及び事務費に対して支援するとともに、農業委員会交付金とも併せ十分な予算を確保すること。

地域計画の見直しに係るアンケート調査等に活用できる農地利用最適化推進事業については、国が行う前年度実績に基づき算定する配分額に加え、事業実施年度における農業委員会の人件費及び事務費の所要額が配分額に反映される仕組みとするなど制度を改善するとともに、十分な予算を確保すること。

地域農業を支える多様な担い手の育成に向けて、規模拡大等に必要な農業機械等の整備を幅広く支援できるよう、十分な予算を確保すること。

(2) 避難地域 12 市町村における地域計画の策定に対する支援

帰還困難区域の設定などにより、令和 8 年度においても地域計画策定が困難な地域があることから、それぞれの地域が状況に応じて策定作業を行うことができるよう令和 9 年度以降においても支援を実施すること。

104 農業経営・就農支援体制整備推進事業の拡充及び予算確保

【農林水産省】

(1) 農業経営・就農支援センターの活動支援

担い手の経営発展や新規就農者の確実な確保に向け、年々増加する相談件数と多様化する相談内容に対応するため、農業経営・就農支援センターの活動に要する経費について、十分な予算を確保すること。

(2) 県の新規就農者受入体制整備への支援

県域と地域、J A等の農業関連団体が就農希望者や新規就農者へ効率的な支援を実施するため、県が専属の職員をサテライト窓口配置するなどの支援体制の強化についても補助対象とし、十分な予算を確保すること。

105 新規就農者育成総合対策の適切な配分及び予算確保

【農林水産省】

就農希望者が、機会を逸することなく就農し、地域に定着できるよう、就農準備資金、経営開始資金を十分に確保するとともに、年度当初に全額を配分すること。

経営発展支援事業について十分な予算を確保するとともに、年度当初に全額配分すること。また、引き続き地方財政措置を確実に講じること。

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業についても、新規就農者の誘致体制及び研修施設の整備が実施できるよう予算を十分に確保すること。

106 農地中間管理関連事業の予算確保

【復興庁、農林水産省】

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構が増大する業務に対応し、事業を円滑に運営できるよう十分な予算を確保すること。

担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地集約化促進事業について、十分な予算を確保すること。加えて、耕作条件の不利地域等においても段階的に集積・集約化を進めることができるよう、交付対象を拡充すること。

原子力災害被災12市町村農地集積・集約化対策事業については、担い手への農地集積・集約化を促進し、営農再開を着実に進めるため、事業を継続し、十分な予算を確保するとともに、被災した地域の実情に即した支援を講じること。

107 農地中間管理事業の円滑な実施

【農林水産省】

農地中間管理事業における借受者からの未収金事案が増加傾向にあることから、回収困難な債権や手続きに係る経費への公的支援など、農地中間管理事業を円滑かつ継続的に実施するための措置を講じること。

現場の実情を考慮し、再契約の手続きの簡素化を図るため、自動更新など、再契約において簡易な手続きができるよう制度見直しを行うこと。

108 鳥獣被害対策を強化するための予算確保等

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 鳥獣による放射性物質の拡散防止

高いレベルの放射性物質が検出されている野生鳥獣の急速な生息域拡大に対し、捕獲の強化や集落ぐるみの対策を継続して支援するための財源を確保すること。

(2) 鳥獣被害対策関連事業の予算確保

令和8年度の市町村等要望に対応できる予算を確保するとともに、令和9年度以降も必要な予算を確保すること。

(3) クマの総合的な対策について

急増するクマによる人身被害や農作物被害を防止するため、有害性の高いクマによる被害防止に必要な支援を継続して実施すること。

(4) 専門的知識を有する人材の確保と育成

地域の実態に応じた、住民主体による効果的な被害防止対策の実施をコーディネートする人材を育成するための支援を拡充すること。

(5) 鳥獣被害対策実施隊の活動支援

野生鳥獣による農作物被害の深刻化と狩猟者の減少に対応するため、鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲の報酬単価の引き上げを行うとともに、捕獲従事者自らが行う運搬や埋却に要する経費を支援すること。

109 農産物の安定生産に向けた病虫害防除対策の予算確保について

【農林水産省】

拡大する対象病虫害に対応し、十分な調査を実施できるよう、要望額に応じた予算を確保すること。

110 農業経営の復旧・復興のための金融支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 特例措置の継続

財特法特例、最長18年間の無利子化措置や無担保・無保証人での融資措置を継続すること。

(2) 上記(1)に対する対象者の拡大

避難地域12市町村における農業の一層の面的再開と産出額の回復を実現していくためには、復興を担う県内外からの参入者を含めた多様な担い手の確保が重要となることから、県内外からの参入者についても特例措置の対象とすること。

(3) 震災復興特別交付税の継続

当県独自の農業制度資金に係る融資機関への利子補給及び農業信用基金協会への補助等の費用について、農業者の償還が終了するまで震災復興特別交付税を充当すること。

111 復興・創生の促進に必要な農業技術開発に関する支援 【復興庁、農林水産省】

被災地域の復興と持続的な農業生産を実現し、地方創生のモデルとなるよう、省力化や生産力向上につながる技術開発、実証研究及び社会実装のための新たな事業体系を再構築し、十分な予算を確保すること。

福島県産農産物の風評払拭を図り、競争力のある産地化を図るため、ブランド力や商品力の向上につながる品種開発や技術開発のための十分な予算を確保すること。

112 農林水産物の戦略的販売促進に係る予算の確保 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

原子力災害により失われた当県産農林水産物に対する消費者・流通関係者の信頼と販売棚の回復に向け、安全性をはじめとし、当県産農林水産物の美味しさや品質の高さなどの魅力を全国の消費者や流通関係者が理解して取引に結び付けていくため、量販店等と連携したフェアや商談会の開催、多様な販路の活用促進、海外ニーズ等を踏まえた輸出体制の構築、さらには当県産農林水産物の認知やブランド力の向上に向けた効果的な情報発信など、新たな交付金制度に統合された後も、当県産農林水産物の戦略的販売や農産物の海外への販売促進の取組に必要な予算を確保すること。

113 水田政策に係る支援の充実・強化 【農林水産省】

(1) 水田政策の見直しにかかる情報提供等

令和9年度からの水田政策について、生産現場の意見を十分に踏まえるとともに、検討内容について、関係者に対し適時的確に情報提供すること。

また、自治体、関係団体及び生産者の事務負担が軽減される仕組みとすること。

(2) 地域の実情を踏まえた支援の継続・強化

令和9年度からの交付金体系の構築においては、大豆、麦等の土地利用型作物の安定生産や需要に応じて生産が進められてきた加工用米及び酒造好適米及び新規需要米に今後も継続的に取り組むことができる制度設計とするとともに、十分な予算を確保すること。

114 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（再編新事業）の継続的な予算確保

【農林水産省】

当県農業の力強い発展に向け、共同利用施設の再編集約・合理化を促進するため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、すべての要望地区で事業を実施できるよう、引き続き十分な予算を確保すること。

115 ふくしまの畜産復興対策

【復興庁、農林水産省】

当県の畜産生産基盤の回復に必要な、以下の対策について、第3期復興・創生期間以降も予算を確保すること。

(1) 酪農の復興対策

① 中核酪農家を対象とした初妊牛導入による増頭支援

原子力災害により失った生乳生産基盤を回復させるため、計画的な規模拡大に取り組む中核酪農家に対する初妊牛導入による増頭支援を継続すること。

② 乳用牛改良の再構築支援

原子力災害により途絶えた乳用牛改良の再構築に向け、高能力雌牛への転換支援を継続すること。

(2) 肉用牛の復興対策

① 肉用牛肥育農家を対象とした優良肥育素牛導入支援

県産和牛の価格回復及び安定供給を図るため、県内産優良肥育素牛の導入支援を継続すること。

② 肉用牛繁殖農家を対象とした繁殖雌牛増頭事業

原子力災害により失った肉用牛生産基盤の回復を図るため、休止している肉用牛繁殖雌牛増頭支援の早期再開について検討すること。

116 肉用牛肥育経営安定交付金制度の運用改善

【農林水産省】

肉用牛肥育経営安定交付金制度については、従来の都道府県毎の算定方式を認めるなど、地域の実態に合わせた制度とすること。

117 飼料価格高騰等の影響を受けている畜産農家への支援

【農林水産省】

今後も飼料価格を中心とした経営コストの高止まりが見込まれるため、飼料価格低下や生産物の市場価格上昇などの経営環境が改善するまでは、畜産農家の経営が継続できるよう「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の予算の確保と、推奨事業メニューとして飼料高騰対策を明示するなど、飼料に対する支援策を講じること。

118 特定家畜伝染病対策の強化

【農林水産省】

(1) 特定家畜伝染病発生時の防疫体制の強化

防疫措置を迅速に行うために重要となる防疫資材について、国においても備蓄体制の強化を図り、特に炭酸ガスボンベなどの特殊な資機材については、緊急的に必要量を補えるよう、広域的な備蓄体制を整備すること。

(2) 水際防疫対策の充実

アフリカ豚熱や口蹄疫等の海外で発生している家畜伝染病の侵入防止を徹底するため、福島空港をはじめとした地方の空海港にも検疫探知犬を配備するなど、水際検疫のより一層の強化を行うこと。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

特定の地域における発生や過去発生農場における再発事例が見られているため、疫学調査結果等を踏まえて科学的な根拠に基づく原因究明や予防対策を確立するとともに、ワクチンの導入による予防体制を早急に確立すること。

(4) 地方公務員獣医師の確保強化

高病原性鳥インフルエンザや豚熱対策等の重要な業務が増大する中、公務員獣医師が慢性的に不足していることから、獣医系大学における公務員獣医師に係る教育の充実や公務員獣医師に特化したコースの創設など、家畜防疫に携わる公務員獣医師の確保対策に国が率先して取り組むこと。

(1) 種苗放流支援事業の継続

種苗生産体制の再構築及び漁業者等の負担による栽培漁業（アワビ・ヒラメ）の体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による支援を第3期復興・創生期間以降も継続すること。

また、長期に及ぶ廃炉作業の中、栽培漁業をしっかりと維持していくため、中長期的な支援の仕組みを構築すること。

(2) サケ資源減少に対応する増殖事業等への支援

① ふ化放流事業の継続

震災による放流の中断等により回帰尾数が低迷している中で、被災地域の復興に向けてサケ増殖事業を安定して実施するため、ふ化放流への支援の継続や広域での卵の融通体制の構築を国主導で行うこと。

② サケ資源増殖団体の経営安定化の取組支援

サケ増殖施設を他魚種の養殖に活用する等の収支構造転換に係る増殖団体の取組を支援すること。

③ 回帰尾数の回復

関係道県と連携のもと、海洋環境の変化に適応したふ化放流技術の開発や稚魚の初期減耗要因の究明等、調査研究の充実・強化、サケ増殖事業の将来指針の提示を、国主導により図ること。

120 水産業復旧・再開関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

水産業の再生のために必要な以下の事業について予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。

- ・ 漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業、がんばる養殖）
- ・ 漁場復旧対策支援事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業
- ・ 水産関係資金無利子化事業
- ・ 漁業者等緊急保証対策事業

121 農業・農村の復興・創生に必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

当県の農業・農村の復興・創生に不可欠な事業について、今後の物価上昇分も含め、事業が完了するまで必要な予算を確保するとともに、安定的かつ効率的に事業が実施できるよう、引き続き、基金化により弾力的な予算執行を可能とすること。

- ・ 営農再開の加速化や、営農及び維持管理の省力化につながるスマート農業技術の導入等に対応したほ場整備の推進
- ・ 営農再開に必要な農業水利施設等の保全管理及び管理体制の整備等に向けた営農再開支援水利施設等保全事業の継続
- ・ 安全・安心な営農再開につなげるため池等の放射性物質対策の促進と、ため池における放射性物質のモニタリングの継続及び必要に応じた再対策の実施

122 農業・農村の復興・創生に必要な人員の確保

【復興庁、農林水産省】

農業・農村の早期の復興・創生を着実に進めていくため、県が市町村と一体となって実施している農地等の基盤整備の更なる推進が急務となっていることから、引き続き、全国知事会などと連携した当県への地方自治体からの派遣支援や農林水産省からの人的支援及び現場技術員の派遣など人員確保に対する支援を継続すること。

123 農業農村整備に係る予算の確保

【農林水産省】

農業構造転換集中対策期間（令和7～11年度）において、食料安全保障の確保等を推進するため、スマート農業技術の導入や「もうかる農業」の実現に向けた農業生産基盤の整備、農業水利施設等の適切な保全管理に向けた管理作業の省力化に資する整備、農村地域の安全・安心の確保に向けた防災・減災、国土強靱化の推進等に不可欠な農業農村整備事業に係る予算を十分に確保すること。

124 日本型直接支払交付金の予算確保及び支援の充実・強化

【農林水産省】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、活動組織が多面的機能支払事業を活用し、農業生産活動や農地の保全管理等の取組を継続できるよう、要望に沿った予算を確保するとともに、更なる事務の簡素化を図ること。

また、近年の物価上昇及び条件不利地の掛りましに対応できる活動経費の確保に向け多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の交付単価の引き上げを行うなど、支援の充実・強化を図ること。

125 地籍調査事業の予算確保

【国土交通省】

- ・ 地籍調査については、頻発する豪雨災害等への備えとともに、公共事業の計画的な実施に不可欠であるため、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われる前の早期実施に向けて、必要な予算を十分に確保すること。
- ・ 地方公共団体の地方負担額について、円滑な財源確保ができるよう、地方財政措置の更なる拡充を行うこと。
- ・ 地籍調査の円滑化や迅速化、航測法を用いた地籍調査の促進等に向けて、地籍アドバイザー派遣等事業に係る十分な予算を確保すること。

126 公共施設等適正管理推進事業の継続

【総務省、農林水産省】

これまで築造された農業水利施設や農道等が今後更新時期を迎える中で、施設所有者が長期的な視点をもって施設の更新・長寿命化に取り組めるよう、県・市町村が計画的に実施可能な公共施設等適正管理推進事業債を令和9年度以降も継続すること。

127 原子力災害被災地域の森林・林業再生に向けた支援

【復興庁、林野庁、総務省】

- ・ 当県の森林・林業の再生に向け、被災地域における森林整備等が必要であることから、長期的な取組を見据え、市町村の事業執行上の事務負担軽減等を図り、円滑に復興を推進するため、各種対策を実施する以下の事業を大括り化し、効率的、弾力的かつ安定的な事業の実施が可能となる仕組みを創設すること。

① 森林整備事業（公共）

放射性物質の影響が残る森林を再生する上で必要不可欠な事業であり、地域の実情に応じた多様な森林整備や林道整備の実施に必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。

② 特用林産施設体制整備復興事業

生産者の生産意欲を維持するため、原木やおが粉などの生産資材の調達に係る補助事業について、原木露地栽培の再開も見据え、継続して予算を確保すること。

③ 放射性物質被害林産物処理支援事業

木材加工業者へのバーク処理経費の一時貸付に関する支援について、必要な予算を確保すること。

- ④ 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業
森林における放射性物質対策を推進するため、帰還困難区域を含めた森林における放射性物質の影響や経時的変化を調査する「森林環境モニタリング調査事業」について、必要な予算を確保すること。
また、次世代のきのこ原木林となる広葉樹林について再生のための実証等に係る予算を確保すること。
- ⑤ 福島再生加速化交付金 40-12 番（森林整備事業）
放射性物質の影響が残る地域での森林整備の再開に必要な林道について、林道改良事業等の弾力的な運用を図り、必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。
- ⑥ 福島再生加速化交付金 45 番
45-1 木質バイオマス関連施設の整備
45-2 木造公共建築物の整備
45-4 木材加工流通施設等の整備
被災 12 市町村等の間伐材等を活用するため、木質バイオマス関連施設、木造公共建築物及び木材加工流通施設の整備について、弾力的な運用を図り、必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。
- ⑦ 林業機械整備事業
被災 12 市町村等の森林整備や素材生産を推進するため、林業機械整備に必要な新たな取組を追加するとともに、必要な予算を確保すること。
- ⑧ 治山事業（公共）
帰還困難区域を発生源とした土砂流出被害が発生しており、地元から事業実施の要望も上がっていることから、山地災害復旧に必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。
- ・ 第 3 期復興・創生期間以降も事業の大括り化を継続し、当初見込み以外の事業の必要性が生じた場合には、現在の見通しを根拠として要求額を圧迫することがないよう財源を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。

- ・ 帰還困難区域内の森林整備や路網整備、山地災害の復旧など復興事業を着実に推進するため、市町村、県等関係機関と連携して、森林作業ガイドラインに基づいた作業者の安全・安心の確保やリスクコミュニケーションに取り組むこと。
- ・ 野生きのこ・山菜類において、非破壊検査機器による出荷品目を増やすとともに、非破壊検査機器による検査結果を出荷制限解除に向けたデータとして活用するなど制度の改正も含め技術的な検証を継続すること。
非破壊検査機器による検査・出荷管理体制を拡充するため、機器の整備や検査体制の維持に係る補助事業を継続すること。

128 森林整備等にかかる予算の確保

【林野庁】

- ・ 放射性物質の影響が低下した地域において、木材需要の高まりにより主伐の増加が見込まれることから、再造林とその後の保育を着実に実施するため、森林所有者等を主体とした森林整備に必要な一般会計予算を確保すること。
- ・ 森林整備の効率化や輸送能力の強化に必要な路網整備も併せて進めるため、放射性物質の影響が少なくなった地域での林道整備に必要な予算を確保すること。
- ・ 森林病害虫等防除事業をはじめとした病害虫対策について、保全すべき松林の適切な防除（予防・駆除）対策に必要な十分な予算を確保すること。

129 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、水産庁、経済産業省】

当県水産業再生に向けた万全な対策の実施と財源の確保

(1) 生業である水産業の再生に向けた対策の継続

A L P S 処理水の海洋放出及び廃炉の取組が長期にわたる中、当県の水産業関係者が安心して生業を継続しながら、次世代に確実につないでいけるよう、国が前面に立ち万全な風評対策を講じるとともに、生産拡大の中核となる取組である漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業）を始め、生産から流通、消費に至るまで水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

(1) 水産業再生に必要な財源の確保

当県水産業が近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、第3期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立ち、十分な財源を確保するとともに、情勢の変化に対応し、必要な対策を徹底的に講じること。

(2) A L P S 対策基金等の的確な運用

「水産業を守る」政策パッケージである、A L P S 処理水の海洋放出に伴う需要対策、国内生産持続対策及び水産業緊急支援については、引き続き、現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を図ること。

130 仮置場の原状回復と農地除染等

【復興庁、農林水産省、環境省】

- ・ 除染仮置場として使用されていた農地については、計画的かつ速やかに原状回復し、返地を行うこと。
- ・ 仮置場返地後及び除染後の農地において、不陸や礫などにより、営農再開に支障を来す事案が生じた場合は、適切な追加的措置を速やかに講じること。
- ・ 帰還困難区域における帰還希望世帯の半数以上が営農を希望している実情を踏まえ、特定帰還居住区域外の帰還困難区域に位置する農地についても、営農希望がある場合は区域に含めるとともに、営農に必要な施設も併せて面的に除染を行うなど、市町村や農家の意向に応じて、柔軟な対応をすること。
- ・ 特定帰還居住区域等の農地除染に当たっては、空間線量のほか土壌の放射性物質の状態を確認し、ほ場内で除染ムラがないよう、きめ細かく対応すること。
- ・ 除染後農地で放射性物質の高濃度箇所が明らかになった場合においては適切な追加的措置を講じること。

VII 県土整備

131 東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興事業における財源確保

【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、除去土壌等の県外最終処分、廃炉と汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、福島12市町村の将来像提言や福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

国は、福島復興再生特別措置法に規定されるとおり、福島の復興及び再生は国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであること、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することを改めて認識し、第3期復興・創生期間以降においても、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かく対応し、当県の復興に前面に立ち最後まで責任を持って取り組むこと。

その上で、今後も中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応を力強く進めていくことが不可欠である中で、第3期復興・創生期間の次の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想を更に発展させながら、いまだ進行形である避難者の帰還や生活環境の整備、産業・生業の再生等を一層進めなければならない、極めて重要な期間となることから、これまで以上の取組が必要となる。

このため、昨年6月に変更された「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針」において、「福島の復興及び再生はこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきもの」であり、「福島の復興・再生に向けた課題を第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を行う」とされており、また、令和5年度税制改正大綱では、「息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とされていること等踏まえ、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握した上で、第3期復興・創生期間以降も今後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、現下の物価高騰等の状況も的確に反映するとともに、復興特別会計等による予算措置を継続し、令和9年度予算はもとより、中長期にわたり必要となる十分な財源と枠組み、復興を支える制度を引き続き、しっかりと確保すること。

(2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和9年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

132 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

また、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的なインフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

さらに、当県全体の復興・再生、防災・減災・国土強靱化、地方創生に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業、地域未来交付金等）の財源を十分に確保すること。

特に、資材価格や労務単価等が上昇している状況においても、必要な事業規模を確保すること。

133 基幹的インフラ整備、県民の安全・安心確保のための事業に対する財源確保

【内閣官房、総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的なインフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(2) 通常事業（一般会計）における財源の確保

当県全体の復興・再生、防災・減災、国土強靱化、地方創生に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業、地域未来交付金等）について、資材価格等が上昇している中でも必要な事業量を確保できるよう、必要かつ十分な財源の確保を図ること。

(3) 県民の安全・安心確保のための事業の継続的予算の確保

県民の生命や暮らしを守るために実施している、治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐことを目的とした河川改修、人家や公共インフラ・ライフライン施設等の保全を目的とした土砂災害対策について、事業の早期完了を図るため、防災・安全交付金等において今後も継続的な予算確保を図ること。

また、近年頻発する水災害・土砂災害から生命と財産を安定的かつ継続的に守るため、ハードとソフトが一体となった事前防災対策に必要な予算の確保を図るとともに、県民の安全・安心を確保する取組について、地方負担を軽減するための措置を講じること。

加えて、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた長寿命化対策に要する財源を確保すること。

(4) 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常気象に加え、労務単価や燃料等の物価高騰に伴い資材価格及び諸経费率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、さらには、老朽化する除雪機械の更新及び防雪消雪施設の計画的な修繕・更新等の必要性が生じ、財源確保が喫緊の課題となっていることから、引き続き必要かつ十分な予算を確保し、財政支援を図ること。

134 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「ふくしま復興再生道路」等の第3期復興・創生期間で整備している道路について、事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 常磐自動車道（仮）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICにおける連結道路の早期整備に向けて十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち、4車線化事業中の区間「広野 I C～ならばスマート I C間(L=5.6km)」、「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間(L=1.9km)」、「相馬 I C～新地 I C間(L=6.0km)」及び「山元南スマート I C～山元 I C間(L=5.5km)」の早期完成や残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号の4車線化などの機能強化を図ること。特に、国道6号小名浜地区(林城交差点～飯田交差点)の渋滞対策の早期事業化を図ること。併せて、国道6号勿来バイパスの早期整備を図ること。

135 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【復興庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

(1) 福島イノベーション・コースト構想等を支えるインフラ整備

本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションのための十分な予算を確保すること。

(2) 福島ロボットテストフィールドを活用したインフラ関連施策の推進

i-Construction やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においてもロボットを活用した新技術の開発や技術支援を継続するとともに、研修会や講習会等については、福島ロボットテストフィールドを積極的かつ継続的に利用すること。

136 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けたインフラ整備の予算確保

第3期復興・創生期間は、避難者の帰還や生活環境の整備、産業・生業の再生等の復興の取組を一層進めなければならない極めて重要な期間であり、これまで以上に基盤となる道路ネットワークの強化が重要である。また、特定帰還居住区域等の治水安全度の向上を図るための河川改修及び人家等を保全する砂防施設の整備が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第3期復興・創生期間も社会資本整備総合交付金（復興）制度や福島再生加速化交付金制度等により、インフラの整備・修繕に必要な予算を確保すること。

(2) 住民帰還と移住・定住のためのインフラ修繕

道路・河川等のインフラについて、避難指示の長期化に伴い通常の管理ができなかった施設の更新等に必要な財源を確保するなど、最後まで責任を持って取り組むこと。

(3) 帰還困難区域等における除去土壌・建設副産物等の適正処理

災害復旧及びインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事業実施前に除染を行うなど、必要な措置を講じること。

(4) 道路・河川等の施設の適切な除染

道路・河川等の施設の除染について、除染後もその機能が保たれるよう原形復旧するとともに、除染によって生じる課題に適切に対応するなど、除染の実施主体として最後まで責任を持って取り組むこと。

137 復興祈念公園の利活用促進

【復興庁、国土交通省】

国営追悼・祈念施設と一体となって整備し今年5月に開園した復興祈念公園について、県と連携して利活用促進を図ること。

138 長期避難者に対する支援の継続

【総務省、復興庁、国土交通省】

(1) 災害（復興）公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

(2) 建築確認申請等手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料の減免に対する財政支援

特定行政庁が行う建築確認申請及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等の手数料免除に対して、震災復興特別交付税の措置を継続すること。

また、指定確認検査機関等が行う建築確認申請及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等の手数料減免について、国庫補助を継続すること。

139 津波被災地域の市町村における土地活用に対する支援の継続

【復興庁】

津波被災地域の市町村による防災集団移転促進事業の移転元地等を復興まちづくりに有効に活用する取り組みに対し、復興庁による現在のサポート（ワンストップ相談窓口の設置や担当者会議等による情報共有等）を今後も継続し、支援を講じること。

140 早期の災害復旧に向けた対応

【総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保

査定設計書を作成するために必要となる調査、測量及び設計に関する委託費が大きな負担となっているため、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金がすべての事業で対象となるよう制度の拡充を図ること。

また、災害復旧事業の円滑な執行を図るためには発注者支援業務委託等を実施する必要があることから、工事雑費算定率の嵩上げや業務委託費等に充当できる新たな委託費補助制度の創設、さらには特別交付税の配分など、必要な財源を十分に確保すること。

(2) 災害関連事業の制度拡充

災害関連事業について、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川において堤防が決壊するなどの甚大な被害が生じた場合等、災害復旧事業費に対する改良費について、上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、制度の拡充を図ること。

また、家屋移転が必要となる市街地部における改良復旧事業の採択においては、計画に関する地域との十分な合意形成を経たうえでの協議実施、事業採択となるよう、柔軟な運用を図ること。

(3) 災害関連緊急砂防事業等の充実

災害関連緊急砂防事業等を当該年度に迅速に実施するためには、年度途中で財源を確保する必要がありその捻出に苦慮していることから、災害関連緊急砂防事業等に係る国費率の嵩上げや地方負担に係る全額交付税措置など、万全の財源措置を講じること。

また、当該事業は、原則として年度内完成の見込みのあるものとしているため、年度途中で災害が発生した場合、適正な工期の確保が困難なことから、大規模土砂災害に対し複数年施工できるよう制度の拡充を図ること。

(4) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準の緩和

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準として、激甚災害に指定されていることが前提条件となっていることから、激甚災害に限らず適用できるよう採択要件の緩和を図ること。

また、近年、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、人工斜面（宅地擁壁等）における豪雨に伴うがけ崩れについても、特例措置の対象となるよう運用の拡大を図ること。

(5) 国道399号「伊達橋」及び主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の早期復旧

国による災害復旧の権限代行で進めている国道399号「伊達橋」の復旧を迅速かつ強力に進めること。

また、国による修繕代行で進めている主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の復旧を迅速かつ強力に進めること。

(6) 国道252号「あいよし橋」及び「出逢橋」の早期復旧に向けた支援

雪崩で流失した国道252号「あいよし橋」及び「出逢橋」の復旧に必要な技術的助言など、早期復旧に向けた支援を講じること。

141 国との連携による「流域治水」の推進

【内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 流域治水の取組を推進するための財政支援

ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む流域治水対策に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの早期推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる観点から、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に取り組むとともに、国が主体となって、整備後の利活用も含め、整備地域での合意形成に取り組むこと。

(3) 特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定に向けた技術的支援

特定都市河川浸水被害対策法に基づく、県管理河川の特定都市河川への指定を踏まえた流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進について引き続き支援するとともに、貯留機能保全区域制度の有効活用に繋がるよう、税制上の優遇措置を拡充すること。

(4) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査にかかる費用に対する国費率の嵩上げ及び起債の適用

令和2年8月に変更された「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所抽出を行った結果、基礎調査対象箇所が大幅に増加することから、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、今後も十分な予算を確保すること。

基礎調査に係る予算については、起債適用の対象外であるため、予算の確保が困難となっていることから、地方負担を軽減するため、国費率の嵩上げや起債充当を認めること。

(5) 市街地における浸水対策の推進

気候変動に伴い局地的集中豪雨等の増加により発生する内水氾濫に対して、「流域治水プロジェクト」に位置づけられた雨水幹線や排水ポンプ施設の整備や、本川、支川及び内水を考慮した「複合的なハザードマップ」作成など、引き続きハード・ソフト両面から浸水対策に取り組むため、必要な財源を十分に確保すること。

142 国土強靱化の推進に向けた支援

【内閣官房、総務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省】

(1) 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算確保

当県は、東日本大震災以降も、令和元年東日本台風や福島県沖地震、加えて雪崩による橋梁の流失など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴い頻発・激甚化する自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県及び市町村が策定している国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災対策の推進のため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、物価高騰等の状況も踏まえた十分な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

また、冬期間の安全な交通確保や老朽化する除雪機械及び防雪・消雪施設についても計画的な対策が必要であることから、雪寒事業に対して財政措置を講じること。

あわせて、防災・減災、国土強靱化のための緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債について、恒久化を図るとともに、対象事業の更なる拡大及び要件緩和を行うこと。

(2) 防災・減災対策等事業推進費の拡大

突発的な災害対応で臨機に活用が図られるよう、「防災・減災対策等事業推進費」のさらなる事業拡大に向けて取り組むこと。

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に関する支援

不法・危険盛土等への対応について、パトロールによる監視など、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組に必要な財政的支援を行うこと。また、盛土等に関する工事等の許可や命令等について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、制度の十分な周知、普及啓発に率先して努めること。

盛土等の安全性把握のための調査や危険な盛土等の対策工事及び行政代執行に対し、国土交通省、農林水産省の両省において、補助対象とするエリアを定めず、緊急的かつ年度途中に必要な予算措置が可能となるよう国庫補助制度の拡充を図ること。

(4) 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置の拡充

東日本大震災により津波対策として整備した水門・陸閘については、施設操作者の安全確保を図るため、自動化、遠隔操作化する必要がある、その施設管理の費用が増大していることから、今後増加する修繕費、更新費に対する国庫補助率の嵩上げや補助事業の適用要件の拡充を行うこと。

(5) 積雪寒冷地域における道路の凍上被害に関する支援

令和7年度より、緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充いただいたところであるが、積雪寒冷地では冬期の降雨・融雪の増加に伴う路盤への浸透水による舗装損傷の拡大・増加を招いており、自治体負担が生じる緊急自然災害防止対策事業費では、すべてに対応することが困難なことから、道路舗装の損傷に係る災害復旧事業の採択要件を拡充し、速やかな対応が可能とすること。

(6) 老朽化した公営住宅の改修に係る財源の確保

住宅に困窮する住民の生活の安定を図るため、老朽化した公営住宅の外壁落下防止改修等の安全性確保や住戸内の配管等の耐久性向上、給湯設備の設置等の居住性向上に資する改修工事について十分な財源を確保すること。

(7) 地方整備局等の体制の充実・強化

激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、市町村を含め被災した自治体への TEC-FORCE の派遣や必要な技術的助言、資機材の提供等の支援を強化するため、地方整備局の体制充実・強化を図ること。

143 水道の基盤強化

【国土交通省】

(1) 水道の広域連携に係る支援の拡充

水道事業者等が行う連携手法に関する調査・検討等を補助対象に拡充すること。

また、水道広域化推進プランに基づいて都道府県が行う取組について財政的支援を行うこと。

(2) 水道施設の耐震化を推進するための財源の確保

水道施設の耐震化について、市町村等が着実に取組を推進するために必要となる予算を十分に確保すること。

また、水道施設の耐震化に関する補助制度について、施設の耐震性能等の調査を補助対象に拡充すること。

144 下水道事業の推進による水災害リスクの軽減と水環境の改善に向けた支援

【国土交通省】

(1) 下水道の整備に関する財政支援の継続

浸水対策の強化による水災害リスクの軽減と未普及対策による水環境の改善に向けて、下水道の整備率向上に向けた財政支援を継続すること。

(2) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向け、財源確保について支援を充実すること。

(3) 下水道施設の耐水化及び耐震化に関する財政支援の継続

災害時において継続的に下水道施設の機能を確保するため、下水道施設の耐水化及び耐震化の着実な推進に向けた財源確保について支援を継続すること。

145 活力ある県土基盤構築に向けた道路ネットワークの整備に対する支援

【国土交通省】

(1) 会津軸の整備

東北地方の災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊観光ルートを創出するため、直轄権限代行事業である会津縦貫南道路湯野上バイパスの早期完成を図るとともに、会津縦貫北道路（若松北バイパス）及び会津縦貫南道路（下郷田島バイパス）の早期整備が図られるよう、十分な財源措置を含め県に対し支援すること。また、未事業化区間（会津縦貫南道路 2 工区）について、技術的助言等早期事業化に向けた支援を行うこと。さらに、国道 118 号の一部区間及び国道 121 号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸の整備

① 国道 4 号（矢吹鏡石道路）の調査設計促進、国道 4 号矢吹町以南の早期全線 4 車線化

国道 4 号（矢吹鏡石道路）の調査設計促進、国道 4 号矢吹町以南の早期全線 4 車線化

中通り軸として、国道 4 号（矢吹鏡石道路）の調査・設計の促進を図るとともに、国道 4 号矢吹町以南の早期の全線 4 車線化を図ること。

② 国道13号西道路の早期完成、国道4号福島北道路の事業化に向けた調査促進

国道13号について、福島西道路Ⅱ期工区の早期完成を図ること。あわせて、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の事業化に向けた調査促進を図ること。

(3) 横断道軸の整備（磐越自動車道の4車線化及び国道49号の早期完成等）

磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち事業中である「会津坂下IC～西会津IC間（L=8.8km）」、「西会津IC～津川IC間（L=17.5km）」及び「三川IC～安田IC間（L=8.3km）」の早期完成や、残る区間についての早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央IC間」についても、4車線化優先整備区間に選定し、早期事業化を図ること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災）の早期完成、好間三和防災の調査・設計の促進を図ること。

(4) 南部軸の整備（国道289号（八十里越）国直轄権限代行事業の整備推進等）

国道289号で唯一交通不能区間の八十里越の完成に向け、引き続き国直轄権限代行事業の整備推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

(5) 重要物流道路の整備・機能強化

重要物流道路及びその代替・補完路については、令和3年7月に策定された東北地方新広域道路交通計画を踏まえ、令和5年4月1日に追加指定されたところであり、平時・災害時を問わない安定的な人流・物流の確保に向けた指定道路の整備・機能強化について、重点的な支援を行うこと。また、地方の意見を十分に反映した路線における重要物流道路指定を推進すること。

(6) 東北自動車道（仮）大玉スマート IC の早期整備

大玉村が取り組む「ふくしま田園中枢都市圏」など、近隣市町村との連携による持続可能な都市圏の形成において重要な役割を担うことから、令和7年12月に新規事業箇所を選定された（仮）大玉スマート IC における連結道路の早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・村に対し支援すること。

(7) 新広域道路交通計画の構想路線における財政支援の充実

新広域道路交通計画の構想路線は、高規格道路としての役割が期待されており、平常時・災害時を問わない物流・人流の確保・活性化のため、早期の具現化が必要であることから、高規格道路に位置づけるための手続きを明確化するとともに、必要な調査・検討に対する技術的助言や財政支援の強化を図ること。

146 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【経済産業省、国土交通省】

(1) 特定貨物輸入拠点港湾小名浜港の整備促進

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源及びエネルギー関連の物資を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の更なる活用が必要であることから、国が実施している沖防波堤等の整備を促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

重要港湾である相馬港については、復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が期待されることから、港内静穏度を向上させ、安全で円滑な荷役を可能とするため、県が実施している南防波堤の整備に係る財源を確保するとともに、国が実施している沖防波堤の嵩上げを促進すること。

147 福島空港への支援

【内閣府、総務省、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 空港整備事業の予算確保

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に運航できる基準を満たし、かつ防災拠点としての役目を果たせるよう、滑走路端安全区域（RESA）整備事業や滑走路舗装改良事業などに必要な予算を確保すること。

(2) 地方空港路線の維持・拡大のための国内航空会社等に対する財政支援

世界的な物価高、円安の影響による昨今の燃料高騰や人材不足など、航空会社等を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際定期路線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として国内航空会社や空港運営を担う事業者への支援を講じており、国内航空会社の経営状況に関してはコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、安定した経営状況の維持のため、今後も国内航空会社等に対しての継続的な支援が必要である。

このため、国は、厳しい経営環境の続く国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助、グランドハンドリングなどの空港運営を担う事業者への支援、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助を行うなど必要な措置を講じること。

(3) 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により15年以上運休している。

そのような中、当県は、令和6年1月から運航している台湾との連続チャーター便の効果もあり、観光庁の宿泊統計調査において外国人宿泊者数は過去最多を更新している状況であるが、今後、より多くの方に復興が進む福島の姿を直接見ていただくとともに、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

(4) 福島空港の防災拠点等への位置づけ

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

148 カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進

【経済産業省、国土交通省】

特定貨物輸入拠点港湾である小名浜港及び重要港湾相馬港において、「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成するため、カーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算を十分に確保するとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等に係る補助制度の創設を図ること。

149 「街なかのにぎわいと安全」を支える都市基盤施設整備への支援

【国土交通省】

(1) 街路整備事業の財源確保

街路は都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有するが、事業費の減少が著しく、計画的な整備に支障をきたしていることから、街なかのにぎわいと安全を支える県及び市町村の街路整備事業について十分な財源を確保すること。

(2) 市町村が実施する都市基盤施設の整備促進に向けた財源確保

地域の特性をいかした個性あふれるまちづくりを推進し、県民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、市町村が実施する都市再生整備計画事業や都市構造再編集中支援事業、土地区画整理事業等について十分な財源を確保すること。

150 人口減少対策として子ども・子育て環境等に配慮したインフラ整備への支援

【国土交通省】

(1) 都市公園の利活用促進に向けた事業への支援

子育てしやすい都市づくりを推進するため、都市公園の利活用促進に向け、老朽化した施設更新等に対する財政支援を充実すること。

(2) 通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援

関係機関と連携し実施した通学路における合同点検の結果を踏まえた交通安全対策について、計画的かつ集中的に実施するため、必要な予算の支援を講じること。

また、子育てしやすい都市づくりを推進するため、歩道等の安全確保に向けた事業への支援を充実すること。

(3) 自転車の利活用推進による交流人口拡大に向けた事業への支援

当県の健康長寿及び観光の推進に向けて、福島県自転車活用推進計画による自転車の利用環境整備への支援を充実すること。

(4) 「ふくしま浜通りサイクルルート」のナショナルサイクルルート（NCR）の指定に向けた取組への支援

複合災害を経験した福島県の復興の加速化を図るため、浜通り地域等のサイクルツーリズム推進に向けた基幹の取組である「ふくしま浜通りサイクルルート」のナショナルサイクルルート（NCR）への指定に向けた取組へ支援、協力すること。

**151 当県の復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援
【復興庁、総務省、国土交通省】**

(1) 復興係数の特例措置の継続

福島県の復興はいまだ途上であり、入札不調率は震災前と比較して高い水準にあることから、令和9年度以降も復興係数の特例措置を継続すること。

(2) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援について継続すること。

152 市町村の復旧・復興を推進するための取組への支援 【国土交通省】

(1) 災害査定実施時期の延長や査定簡素化等の措置の継続

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所（町）があるため、今後も査定の簡素化等の措置を継続すること。

(2) 土木・建築技術者の人材育成と人員確保に向けた取組への支援

土木・建築技術者の人員不足に対応するため、土木・建築分野におけるイメージアップを推進するとともに、人材育成に向けた講習会や研修会の開催等により支援を行うこと。（市町村の職員を含む）

(3) 水道施設の耐震化を推進するための財源の確保【再掲】

水道施設の耐震化について、市町村等が着実に取組を推進するために必要となる予算を十分に確保すること。

また、水道施設の耐震化に関する補助制度について、施設の耐震性能等の調査を補助対象に拡充すること。

(4) 下水道の整備に関する財政支援の継続【再掲】

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による汚水処理人口普及率の向上のため、下水道の整備推進に向けた財政支援を継続すること。

(5) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実【再掲】

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(6) 下水道施設の耐水化及び耐震化に関する財政支援の継続【再掲】

災害時において継続的に下水道施設の機能を確保するため、下水道施設の耐水化及び耐震化の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(7) 自治法派遣職員による支援の継続【再掲】

東日本大震災復旧・復興事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援を継続すること。

153 デジタル化を推進するための取組への支援

【中小企業庁、国土交通省】

(1) 建設生産・管理システムのデジタル化を推進するための取組への支援

建設産業の働き方改革の更なる推進に向け、建設生産・管理システムの各段階にデジタル技術の活用が必要となるため、受注者における機器類等の環境整備に係る支援策について、既存補助金制度の継続と申請要件の緩和を図るとともに、建設生産・管理システムのデジタル化を推進するために必要となる支援を講じること。

(2) 地方におけるインフラ分野のDX推進に係る支援

インフラ分野のDX推進に向けて、県・市町村職員や建設企業の双方の理解醸成・実践力を習得するための人材育成講習会の開催等について、財政支援を図ること。

154 建設労働者の処遇改善への支援

【国土交通省】

建設工事及び測量設計業務に関連する公共工事設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の引上げを行うこと。特に交通誘導警備員の設計労務単価は、他の職種と比べ低い水準にあることから、重点的に引上げを行うこと。

155 工業用水道施設整備補助制度の予算額確保等

【経済産業省】

(1) 予算額確保

本県の工業用水道施設は、4つの工水のうち3つが昭和30年代後半から昭和40年代前半に給水を開始している。これら60年以上稼働する工業用水道施設の多くは、管路更新需要の高まりや強靱化の着実な推進が急務となっている。

一方、近年の物価高騰、受水企業の事業縮小による契約水量の減等に伴い工業用水道料金は値上げを余儀なくされている。こうした中で施設への新たな投資が更に料金を押し上げる要因となり、受水企業の競争力の低下、更には福島イノベーション・コースト構想のもと復興を進める本県産業振興の足かせになりかねないことが懸念される。

こうした状況を打破しつつ工業用水道の安定供給体制を維持していくために、工業用水道施設への補助金投入を増やしていくことを切望するところであるが、近年の補助金の予算額は十分と言える状況にはない。

このため、アセットマネジメント指針に基づく本県の中長期計画に位置付けた安全供給・強靱化対策を着実に進めることができるよう、補助金予算の更なる確保と本県が実施する事業への十分な配分を要望する。

(2) 事業期間中の継続的な予算の確保

工業用水の安定供給のため、耐震化等への対策を実施しているが、施設の強靱化には相当な事業期間を要することから、更新計画における財源確保の確実性が求められる。

現在の補助は単年度毎に決定されており、計画期間中における平準化した予算の執行が不均一となるなど、工事のみならず経営管理上も影響が出ているため、計画的に均等化した工事費が安定的に確保されるよう、着工から竣工まで継続的に補助対象となるよう要望する。

【参考】本県の主要事業

勿来工業用水道強靱化事業（耐震化：その他）

事業期間 令和4年度から令和11年度

総事業費 66億円

令和8年度までの補助対象事業費 26.2億円

（内補助金の額 5.9億円）

(3) 災害復旧に係る補助制度の拡充

工業用水道事業費補助金交付要綱に基づく災害復旧事業の採択基準等においては、一般災害の場合は補助対象総事業費が2億円以上（補助率100分の45）、激甚災害の場合は500万円以上（補助率3分の2、震度6以上の場合には100分の80）の災害が対象とされている。

一方、上水道施設については、令和6年4月から最大で全額補助となる公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用され、都道府県の場合、1カ所の工事費用が120万円以上のものが補助対象とされるなど、両者における制度的な差が大きくなっている。

このため、災害時における地方公営企業の経営への影響を最小限に抑えることができるよう、一般災害の災害復旧事業（補助事業）における採択基準の大幅な緩和及び補助率の拡充を要望する

(4) ウォーターPPPの導入に関する国庫補助採択要件の緩和

令和5年6月末の「工業用水道事業の現状と今後の方向性について」において『工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、事業規模等が一定の条件を満たす事業については、ウォーターPPPの導入を令和10年度以降要件化する』とされている。

導入へのプロセスやその検討・調査に要する期間は、各事業体の規模や地域特性により様々であることから、一律に適用時期を令和10年度以降とするのではなく、導入可能性調査委託等による調査・検討を進めている事業体については、地域の状況や課題を踏まえ、国費支援の要件化について弾力的に扱うよう要望する。

156 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、こども家庭庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災と原子力発電所事故から15年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

このため、子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。

さらに、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

当県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、令和6年度に中高一貫の生徒が初めて卒業を迎えた中、生徒たちが高い志や目的意識を持ち、進路実績などの成果も現れていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流、グローバル探究など魅力ある教育活動への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、東日本大震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続しており、県内全域が原子力災害の影響下にある当県の児童生徒は、不安定な状況に置かれている。また、発災から15年が経過した今もなお、原発事故を起因として配慮を必要としている児童生徒は依然として多く、その影響が色濃く残っている。さらに、復興の進捗に伴って、帰還や移住・定住により生活環境が変化した児童生徒に対する支援も必要となっており、心のケアやきめ細やかな学習指導等の魅力ある教育環境づくりが重要であるため、令和9年度以降も教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化しており、県内全域が原子力災害の影響下にある当県の児童生徒は不安定な状況に置かれている。こうした状況の中、スクールカウンセラーが各教室を訪問し、児童生徒の様子を観察するとともに、必要に応じてカウンセリングを行いながら児童生徒が抱える個別の問題に対応することで、問題発生未然防止につながるなど、当県の教育環境整備において、教育相談体制の充実が不可欠なものとなっている。さらに、復興の進捗に伴って、帰還や移住・定住により生活環境が変化した児童生徒の不安払拭も必要となっており、これらの課題に対応するには、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実が重要であることから、令和9年度以降も「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

157 福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成 【復興庁、文部科学省、経済産業省】

浜通り地域等における産業復興は途上であり、本構想の実現に向けて中長期的に取り組んでいくためには、構想の担い手となる人材育成を継続・強化していくことが必要である。

本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた十分な予算を令和9年度以降も確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育、ふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を令和9年度以降も確保すること。

さらに、F-R-E-Iが地域に定着し長期的に発展するためには、地域人材の育成を推進する必要がある。地元の小中学校・高校等を始めとする教育機関や構想を支える教育・人材育成を実施している福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探究的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成の推進に取り組むこと。

158 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する取組強化 【復興庁、総務省、文部科学省、こども家庭庁】

(1) 福島の復興・体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する体験活動等を行うために十分な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災と原子力発電所事故後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率について、全国との差は改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率は、東日本大震災・原子力発電所事故前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、十分な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災と原子力発電所事故により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き十分な予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災と原子力発電所事故により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、令和9年度以降も十分な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、東日本大震災・原子力発電所事故の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な措置を講じること。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な取組を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

159 子どもたちの健やかな成長を支える取組

【復興庁、文部科学省】

(1) 学校給食の放射性物質検査の継続

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安がいまだ払拭されていないことから、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について財源措置を継続すること。

また、放射性物質検査に使用する検査機器についても、使用を開始してから15年以上経過していることから、検査機器の修繕、更新等に必要な予算を確保すること。

(2) 部活動の地域展開等を推進するための予算の確保

令和8年度から開始される休日の部活動の段階的な地域展開等については、地域の実情に応じた段階的な実施が可能となるよう、部活動指導員の配置支援も含め、継続的に予算を確保すること。

160 被災した文化財と復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援
【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査の支援の継続

第3期復興・創生期間における復興事業に伴う埋蔵文化財保護のための調査について、十分な財源を継続して確保すること。

(2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災と原子力発電所事故を受けて、大熊町・双葉町から搬出された博物館資料については、修理及び仮保管施設で管理保管を継続することが必要であるため、町への返還が可能となるまで、継続的な予算措置を講じること。